

目 次

会期日程表	1
陳情文書表	2
請願文書表	2

第 1 号 (12月14日)

開会、散会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
行政報告	5
諮問第2号の上程、説明	6
承認第5号の上程、説明	6
議案第57号の上程、説明	7
議案第58号の上程、説明	8
議案第59号の上程、説明	9
議案第60号の上程、説明	10
議案第61号の上程、説明	11
議案第62号の上程、説明	12
議案第63号の上程、説明	13
議案第64号の上程、説明	13
報告第10号の上程、報告	14
報告第11号の上程、報告	14
散会の宣告	16

第 2 号 (12月15日)

開議、散会の日時	17
出席議員	17
欠席議員	17
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	17
事務局出席者	17

議事日程	18
開議の宣告	19
一般質問	19
前田孝議員	19
新城一智議員	21
金城勇議員	23
宮城辰徳議員	25
大城佐一議員	28
安里重和議員	33
吉濱覺議員	34
散会の宣告	45

第 3 号 (12月16日)

開議、散会の日時	47
出席議員	47
欠席議員	47
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	47
事務局出席者	47
議事日程	48
開議の宣告	49
諮問第2号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	49
承認第5号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	49
議案第57号の質疑、委員会付託	51
議案第58号の質疑、委員会付託	51
議案第59号の質疑、委員会付託	51
議案第60号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	51
議案第61号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	54
議案第62号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	54
議案第63号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	54
議案第64号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	55
諸般の報告	55
散会の宣告	56

第 4 号 (12月17日)

開議、閉会の日時	57
出席議員	57
欠席議員	57
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	57

事務局出席者	57
議事日程	58
開議の宣告	59
議案第57号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	59
議案第58号及び議案第59号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	60
議案第60号～議案第64号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	62
議案第65号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	66
閉会の宣告	67
署名議員	67

平成27年第8回定例会会議録
(会期日程表)

開会 平成27年12月14日
会期 4日間
閉会 平成27年12月17日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
12月14日	月	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・陳情の委員会付託・議長諸般の報告・村長行政報告・議案提案説明・報告
12月15日	火	本会議	午前10時	一般質問 終了後、全員協議会（会議規則の一部改正について）
12月16日	水	本会議	午前10時	諮問第2号委員会付託省略（即決） 承認第5号委員会付託省略（即決） 議案第57号質疑、経済建設常任委員会付託 議案第58号及び第59号質疑、総務常任委員会付託 議案第60号～第64号質疑、予算審査特別委員会付託
		委員会	午前11時	議案第57号経済建設常任委員会（説明～採決）
		委員会	午後1時30分	議案第58号及び第59号総務常任委員会（説明～採決） 請願第1号総務常任委員会（検討～採決）
12月17日	木	委員会	午前10時	議案第60号～第64号予算審査特別委員会 (説明～採決)
		本会議	午後3時	経済建設常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 総務常任委員会委員長報告(請願)、質疑、討論、表決 議案提案説明・議案第65号委員会付託省略（即決） 意見案等の処理（閉会）

会期日数 4日間 本会議日数 4日間 委員会日数 2日間 休会日数 0日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
19	平成27年9月1日	国連関係機関へ「沖縄県民は日本の先住民族」という認識の撤回を求める陳情書	崎浜 秀昭	議員配布
20	平成27年10月1日	宇宙船地球号を守る為の陳情・地球社会建設決議陳情書	荒木 實	議員配布

請 願 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	請願者の住所 及び氏名	紹介議員 氏名	付託委員会
1	平成27年10月20日	パークゴルフ場の早期実現に関する請願書	大宜味村字喜如嘉 320番地 (社協内) 大宜味村老人クラブ 連合会 会長 儀保 直弘	宮城 辰徳 仲井間宗利 安里 重和	総務常任委員会

平成27年第8回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 平成27年12月14日

1. 開会、散会の日時

開 会 (平成27年12月14日 午前10時00分)

散 会 (平成27年12月14日 午前10時47分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 新 城 一 智

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 金 城 勇

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 吉 濱 覺

9 番議員 東 武 久

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	宮 城 功 光	産業振興課長兼 農業委員会局長	大 城 武
副 村 長	島 袋 幸 俊	会 計 課 長	島 袋 経 子
総務課長兼 村史編纂室長	神 里 富 松	教 育 長	米 須 邦 雄
財 務 課 長	知 念 和 史	教 育 課 長	新 城 寛
住民福祉課長	宮 平 和 美	選 挙 管 理 委員会書記長	神 里 富 松
企画観光課長	山 城 均	監 査 事 務 局 長	宮 城 豊

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5	諮問 第2号	人権擁護委員の候補者の推薦について	提案説明
6	承認 第5号	大宜味村固定資産評価審査委員会委員の選任について	提案説明
7	議案 第57号	大保橋橋梁架替工事の請負契約について	提案説明
8	議案 第58号	大宜味村税条例等の一部を改正する条例	提案説明
9	議案 第59号	大宜味村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例	提案説明
10	議案 第60号	平成27年度大宜味村一般会計補正予算	提案説明
11	議案 第61号	平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	提案説明
12	議案 第62号	平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	提案説明
13	議案 第63号	平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	提案説明
14	議案 第64号	平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算	提案説明
15	報告 第10号	専決処分の報告について（塩屋漁港浚渫・養浜及び砂留堤工事の請負契約の変更について）	報告
16	報告 第11号	専決処分の報告について（平南川駐車場整備土木工事の請負契約の変更について）	報告

◎開会及び開議の宣告

- 議長（平良嗣男） ただいまから平成27年第8回大宜味村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（平良嗣男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番 仲井間宗利議員及び4番 金城 勇議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（平良嗣男） 日程第2 会期の決定を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月17日までの4日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日から12月17日までの4日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） 日程第3 諸般の報告を行います。
本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
本定例会までに受理した請願は、お手元に配りました請願文書表のとおり、総務常任委員会に付託しましたから報告します。
本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、議員配付としましたから報告します。
次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。
次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付しておりますので、お目通しを願いたいと思います。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎行政報告

- 議長（平良嗣男） 日程第4 行政報告を行います。
村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。村長。
(宮城功光村長 登壇)
- 村長（宮城功光） おはようございます。

平成27年第8回大宜味村定例議会を招集いたしましたところ、全議員の参加のもと開会できますことを心より御礼申し上げます。

9月から11月までの行政報告を行います。

9月13日に、大宜味中学校の運動会、海染での最後の運動会と卒業生の皆さんが多数集まり、盛大に開催できました。27日には、村陸上大会で塩屋区が総合優勝をしております。

10月に入りまして、3日にアルゼンチン村人会80周年記念式典があり、祝い金と挨拶金を島袋前村長に託し、前村長がアルゼンチンのほうに参加をしております。25日には、村老人婦人合同スポーツ大会が盛大に開催されました。

11月に入りまして、4日に災害時のLPガス供給協定の締結を行いました。また19日には、さわやか財団東京在と包括連携協定の締結を行っています。

それから昨年10月7日以降、村では死亡事故や飲酒運転がありませんでしたが、去る4日に死亡事故が発生し、村民が犠牲となり大変残念です。また、その翌日の5日には酒気帯びで捕まっております。年末年始にかけて飲酒の機会が多いので、村民に対し、強く交通安全を呼びかけていきたいと思っております。

その他につきましては、スケジュール表を御参照願います。

以上で行政報告を終わります。

○ 議長（平良嗣男） これで行政報告を終わります。

◎諮問第2号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について 人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、意見を求める。

住 所 沖縄県国頭郡大宜味村字塩屋587番地

氏 名 宮城 健次

昭和45年6月24日生

平成27年12月14日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、意見を求める。

なお、履歴書等については、添付してございますので御参照願います。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎承認第5号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第6 承認第5号 大宜味村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 承認第5号 大宜味村固定資産評価審査委員会委員の選任について
大宜味村固定資産評価審査委員会委員に下記の者を地方税法第423条第4項の規定により、選任したので承認を求める。

記

住 所 大宜味村字大宜味225番地
氏 名 宮城 晃邦
昭和25年12月26日生

平成27年12月14日提出
大宜味村長 宮城功光

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第5項の規定により、承認を求める。
なお、履歴書、職歴については添付してございますので、どうぞ御参照お願いいたします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第57号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第7 議案第57号 大保橋橋梁架替工事の請負契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第57号 大保橋橋梁架替工事の請負契約について
大保橋橋梁架替工事の請負契約について、下記のとおり請負契約を締結するため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に準じ、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 大保橋橋梁架替工事
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 当初契約金額 金4,741万2,000円
変更契約金額 金 719万2,800円
合計契約金額 金5,460万4,800円
- 4 契約の相手
住 所 大宜味村字宮城55番地
商 号 有限会社 大喜建設
氏 名 代表取締役 平良 義弘

平成27年12月14日提出
大宜味村長 宮城功光

提案理由

平成27年7月27日に締結した本件については、当初契約時は議会の議決を要する金額ではなかったが、変更後、大宜味村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条で規定する予定価格5,000万円以上の工事に準じ、この案を提出する。

なお、契約書関係については、添付してございますので御審議のほどよろしく申し上げます。
内容についての説明を総務課長のほうから行います。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

（神里富松総務課長 登壇）

○ 総務課長（神里富松） 議案第57号 大保橋橋梁架替工事の請負契約について説明いたします。

大保橋は、村道大保線に昭和41年に竣工され、主桁の鉄筋露出、橋台と主桁との大きな隙間、全体的に剝離が進行し、地域交通の安全確保と利便性の向上から今年度より整備するものであります。

社会資本整備総合交付金事業により整備するもので、今年度は取り壊し、撤去工、橋梁下部工、仮設工、護岸工を行うもので、当初契約時は地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に該当しなかったものの、のり面工、踏掛版工、復旧工などの変更により請負金額に変更が生じ、変更後の金額が5,460万4,800円となることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条で規定する予定価格5,000万円以上の工事に準じ提出しております。

なお、説明資料に入札結果報告書、計画平面図等、変更協議書などを添付しておりますので御参照ください。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第58号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第8 議案第58号 大宜味村税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第58号 大宜味村税条例等の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成27年12月14日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

地方税法の改正により地域実情に応じて条例で定めることとされた徴収猶予に係る規定の整備及び番号法の施行に伴い規定を整理する必要があるため、この案を提出する。

なお、内容につきましては担当課長から説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

（知念和史財務課長 登壇）

○ 財務課長（知念和史） 議案第58号について、私のほうから内容を説明いたします。

今回、地方税法の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）等が平成27年3月31日に公布されたことに伴いまして、大宜味村税条例の一部を改正するものでございます。

まず第1条に、大宜味村税条例の一部を改正する条例と、平成27年条例第21号にて改正した未執行部分の一部を改正を第2条で改正する条例がございまして。

主な改正内容について御説明いたします。

説明資料の16ページから22ページにつきまして、第1条といたしまして、第1条の改正では、滞納者の負担軽減を図るとともに、早期かつ確かな納税の履行を確保する観点から、納税者の申請に基づく換価の猶予制度を創設する見直しが国税で行われ、地方税についても平成27年度税制改正により徴収猶予制度の見直しが行われ、税の徴収猶予及び換価の猶予について分割納付の方法や申請手続等を定めるものの改正を8条から13条に追加しております。施行期日は、平成28年4月1日からとなります。

説明資料の23ページから27ページに、第2条といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の改正に伴う所要の措置に伴う改正が主なものでございます。こちらの施行期日は、公布の日からとなります。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第59号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第9 議案第59号 大宜味村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第59号 大宜味村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成27年12月14日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（昭和25年法律第27号）に基づき、本村における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する事務を定める必要があるため、この案を提出する。

なお、内容につきましては担当課長から説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長兼村史編纂室長。

（神里富松総務課長兼村史編纂室長 登壇）

○ 総務課長兼村史編纂室長（神里富松） 議案第59号について説明いたします。

平成25年5月31日に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。）以下「番号法」という。）が公布され、平成28年1月1日から個人番号の利用に関する規定が施行されることになっております。

番号法第9条第2項及び番号法第19条第9項の規定に基づき、個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供について条例を制定する必要があり提出しております。

この条例の主なものは、第3条に村の責務、番号法第9条第2項により、第4条の個人番号の利用範囲、番号法第19条第9項により、第5条の特定個人情報の提供を規定し、平成28年1月1日から施行す

るとしております。

なお、この条例に関連する番号法の一部の写しを資料に添付しておりますので御参照ください。
御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第60号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第10 議案第60号 平成27年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第60号 平成27年度大宜味村一般会計補正予算（第7号）

平成27年度大宜味村一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,232万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億4,809万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成27年12月14日提出

大宜味村長 宮城功光

以上。細部については、副村長のほうから説明いたします。よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） では、議案第60号 平成27年度大宜味村一般会計補正予算（第7号）の概要を説明します。

今回の予算の補正は、4,232万8,000円の増額補正となっております。

歳入の主な概要を説明します。予算書の1ページをお開きください。

12款使用料及び手数料67万5,000円の増額ですが、企業支援施設、滞納繰り越し分の増であります。

13款国庫支出金1,317万円の増額ですが、障害者自立支援給付費に係る国庫負担金493万2,000円、民生費及び災害復旧費に係る国庫補助金799万円の、国民年金事務に係る委託金24万8,000円の増となっております。

14款県支出金2,166万6,000円の増額ですが、主なものとして、障害者自立支援給付費に係る県負担金246万6,000円の増、沖縄振興公共投資交付金に係る県補助金2,097万8,000円の増、ミカンコミバエ地上防除委託金6万6,000円の増であります。

16款寄附金426万円の増額ですが、10月末の実績であります。

17款繰入金67万9,000円の増額ですが、工業用水道事業会計の余剰金の繰り入れであります。

19款諸収入4,977万9,000円の増額ですが、主なものとして、土木施設災害復旧事業過年度分2,016万4,000円、学校施設整備事業過年度分2,960万8,000円の増であります。

予算書、次のページ、2ページをお開きください。

20款村債4,800万円の減額です。主なものとして、過疎対策事業債2億3,070万円、過疎対策事業債は減額です。教育債1億7,840万円は増額しています。

以上が歳入の概要です。

予算書3ページをお開きください。

2款総務費554万1,000円の増額ですが、主なものとして、一般管理費の人件費の減額、財政管理費で村づくり応援寄附特典業務委託料の増によるものです。

3款民生費1,151万6,000円の増額ですが、主なものとして、社会福祉費で障害福祉の支援費の増によるものです。

4款衛生費122万2,000円の減額です。主なものとして、保健衛生費で後期高齢者医療特別会計への繰出金の減によるものです。

6款農林水産業費124万円の増額。主なものとして、農業費で農道排水路の修繕費によるものです。

8款土木費231万3,000円の増額ですが、主なものとして、河川費でふるさと河川整備事業の増によるものです。

予算書の次のページ、4ページをお開きください。

10款教育費146万円の減額。主なものとして、教育総務費で統合移転記念事業費、新小中学校の光熱水費の増、人件費の減によるものです。予算額の増減はございませんが、学校建設費の財源の組み替えを行っております。また、統合移転記念映像制作業務委託として債務負担行為を計上しています。

11款災害復旧費988万6,000円の増、土木施設災害復旧費によるものです。

13款諸支出金426万円の増額ですが、結い基金の積立金によるものです。

14款予備費1,023万4,000円の増額となっております。

以上が歳出の主な概要です。

5ページに債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについての支出予定額に関する調書。

6ページには地方債の補正を記載しております。限度額15億4,172万1,000円から4,800万円を減額し、14億9,372万1,000円となっております。

なお、詳細については、予算審査特別委員会で担当課長から説明させていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第61号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第11 議案第61号 平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第61号 平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

平成27年12月14日提出

大宜味村長 宮城功光

内容については、副村長から説明いたします。よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 議案第61号 平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要を説明します。

予算書の1ページをお開きください。今回は、歳出のみの補正となっております。主な概要を説明します。

2款保険給付費4万円、7款共同事業拠出金370万円、11款諸支出金11万8,000円、それぞれ増をしています。増額分を、12款予備費385万8,000円を減額しております。

以上が主な概要です。

なお、詳細については、また委員会で担当課長から説明させていただきます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第62号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第12 議案第62号 平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第62号 平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

平成27年12月14日提出

大宜味村長 宮城功光

内容については、副村長のほうから説明いたします。よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 議案第62号 平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要について説明します。

補正は、歳出のみとなっております。予算書1ページお開きください。

1款簡易水道総務費57万8,000円の増額ですが、扶養手当7万8,000円、修繕費50万円の増によるもの

です。

4 款予備費を57万8,000円減額しております。

以上、説明を終わりますが、なお、詳細につきましては、予算審査特別委員会で説明を行います。よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第63号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第13 議案第63号 平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第63号 平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,543万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年12月14日提出

大宜味村長 宮城功光

以上、内容については、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 議案第63号 平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の概要を説明します。

今回の補正は、総額で18万2,000円の増額補正となっております。

歳入の概要を説明します。1ページをお開きください。

1 款使用料及び手数料18万2,000円の増額です。

続きまして、歳出を説明します。2ページをお開きください。

1 款公共下水道事業総務費18万2,000円の増額です。主なものとして、光熱水費によるものです。

詳細については、予算審査特別委員会で説明を行います。よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第64号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第14 議案第64号 平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第64号 平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ77万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,438万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年12月14日提出
大宜味村長 宮城功光

なお、内容については、副村長のほうから説明いたします。

- 議長（平良嗣男） 副村長。
（島袋幸俊副村長 登壇）
- 副村長（島袋幸俊） 議案第64号 平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要を説明します。
補正額は、歳入歳出77万2,000円の減額補正となっております。
歳入では、4款保険基盤安定繰入金77万2,000円の減、歳出の2款後期高齢者医療広域連合納付金77万2,000円の減額となっております。
詳細については、委員会で担当課長から説明させていただきます。よろしくお願ひします。
- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎報告第10号の上程、報告

- 議長（平良嗣男） 日程第15 報告第10号 専決処分の報告についてを議題とします。
報告を求めます。村長。
（宮城功光村長 登壇）
- 村長（宮城功光） 報告第10号 専決処分の報告について
地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年12月14日提出
大宜味村長 宮城功光

なお、専決処分の内容といたしましては、塩屋漁港浚渫・養浜及び砂留堤工事の請負契約の減額となっております。

減額の金額は20万5,200円で、請負者は丸孝組でございます。

以上、報告を終わります。

- 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。

◎報告第11号の上程、報告

- 議長（平良嗣男） 日程第16 報告第11号 専決処分の報告についてを議題とします。
報告を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 報告第11号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年12月14日提出

大宜味村長 宮城功光

なお、内容については、担当課長のほうから説明いたします。よろしくお願ひします。

○ 議長(平良嗣男) 企画観光課長。

(山城 均企画観光課長 登壇)

○ 企画観光課長(山城 均) それでは報告第11号につきまして、説明資料のみでは説明不足の点がございましたので、補足説明をさせていただきます。

本工事は、平成27年第3回定例議会で可決されました案件の変更契約であります。

内容を御説明します。説明資料の53ページをごらんいただきたいと思います。

まず、変更内容につきまして、埋め戻し土の数量減につきましては、河川線形により旧護岸が浸食されている箇所において、石積み擁壁根入れ部分の浸食防止のため雑石を投入しまして根固めを行いました。その結果、埋め戻しの数量減、雑石投入の増となりました。雑石につきましては、村からの支給品で対応したため、金銭的には微増という形となっております。

次に残土処分につきましては、結の浜への処分を予定しておりましたが、現場から50メートル以内の民有地に変更したための減額となります。

次に伐木・抜根費につきましては、現場の樹木の繁茂状況が当初設計で荒い条件で計上しておりましたが、現場で計測した結果、繁茂状況が密であると判断を行いました。施工条件の変更となりますが、判断基準としましては100平米以内に50本以上か、未満かで判断されます。今回計測した結果、100平米内に59本計測されまして、繁茂状況は密であるということで、施工条件の変更による金額の増額となります。

次に今回の主な変更要因であります伐木・抜根処理費につきまして、処理費の単位につきましては重量表示となりますが、設計時におきまして土中の抜根等があるため、明確な数量の算出根拠がないため想定で計上しなくてはなりませんでした。今回は設計コンサルタントの経験値として、20トンと想定値で計上しましたが、現場発生数量が102トンと大幅に増加しました。その数量の確認は産業廃棄物処理場でトラック1台ごとに計測したものを法律で義務づけられましたマニフェストに記録したもので確認をしております。また一部につきましては、担当職員が処理場に出向いて数量の立ち会い確認を行っています。

今回の大幅な数量差におきましては、積算基準書等に設定根拠がなく、当初設計数量の設定が少なすぎた結果となりました。今後は、今回の実績数量や村の他の工事の実績数量を根拠に生かして、より実績数量との差が少ない方向で検討してまいりたいと思います。今回の数量等、また参考にするために村の資料の整理等を行いまして、今回のような事態が起こらないように整理していきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○ 議長(平良嗣男) これで報告を終わります。

◎散会の宣告

- 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。
本日は、これで散会します。
お疲れさまでした。

(午前10時47分)

平成27年第8回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 平成27年12月15日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成27年12月15日 午前10時00分)
散 会 (平成27年12月15日 午後3時03分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員	大 城 佐 一	6 番議員	前 田 孝
2 番議員	新 城 一 智	7 番議員	安 里 重 和
3 番議員	仲井間 宗 利	8 番議員	吉 濱 覺
4 番議員	金 城 勇	9 番議員	東 武 久
5 番議員	宮 城 辰 徳	10 番議員	平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	宮 城 功 光	産業振興課長兼 農業委員会局長	大 城 武
副 村 長	島 袋 幸 俊	会 計 課 長	島 袋 経 子
総務課長兼 村史編纂室長	神 里 富 松	教 育 課 長	米 須 邦 雄
財 務 課 長	知 念 和 史	教 育 課 長	新 城 寛
住民福祉課長	宮 平 和 美	選 挙 管 理 委員会書記長	神 里 富 松
企画観光課長	山 城 均	監 査 事 務 局 長	宮 城 豊

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

- 議長（平良嗣男） 日程第1 一般質問を行います。
通告順により、発言を許します。
-

◇ 前田 孝 議員

- 議長（平良嗣男） 統合後の各小学校の跡利用計画について、前田 孝議員。
6番 前田 孝議員。

- 6番（前田 孝） おはようございます。それでは統合後の各小学校の跡利用計画について質問いたします。

去る11月1日に本年度で閉校となります村内4小学校で最後の運動会が行われております。その際には、多くの同窓生がかけつけてリレーなど、いろんな種目に参加をして会場は大変盛り上がりまして、さながら同窓会の運動会のような様相を呈していたわけですが、その後の懇親会等、いろいろな話の中では、跡利用はどうなるかという声と同窓生の中からたくさん上がっておりました。そして次の点についてお伺いをいたします。

まず、昨年11月4日から11月30日の間に行われた公共施設等跡利用活用に関するアンケート調査が実施されて、その回収期限が12月1日となっておりますが、そのアンケート調査の各小学校ごとの調査結果はどうなっておりますか。そしてその回収率についてもお答えいただければ幸いかなと思います。

次にその調査結果について、公共施設跡地等活用方策調査検討委員会での取り組みの進捗状況はどうなっているのか。まず、この2点からお伺いをしておきたいと思います。

- 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 質問にお答えいたします。

昨年行いましたアンケート調査は、村民の考える公共施設等跡利用活用についての意見や、要望について、基本的な考えや方向性を検討するため実施しました。村内約1,100世帯に依頼しましたが、回収数は81件で、回収率7.3%と回収率が低迷しましたが、回答の中から次のような結果が得られました。

跡地等を本格活用する際に重視すべき点として、公共施設など、村全体の視点から活用の地域の課題解決のための活用、地域事業者による収入を伴う活用を88%が重視する。また施設を整備する際に、配慮すべき点としましては、村民の交流機能、災害時の拠点機能を59.9%要望しています。整備手法としましては、「所有権は村計画整備、運営は民間に任せる」が30%、「整備から運営を村が行う」が25%であります。66.3%が村民活用の導入を望んでいます。各施設をどのような利用が望ましいかについては、喜如嘉小学校「災害時に役立つ施設」「高齢者福祉施設」、大宜味小学校「生涯学習」「文化、スポーツ等施設」「高齢者福祉施設」、塩屋小学校「滞在体験型宿泊施設」「観光振興のための施設」、

津波小学校「高齢者福祉施設」「生涯学習」「文化、スポーツ等施設」「滞在体験型宿泊施設」、大宜味中学校「滞在体験型宿泊施設」「特産品開発」「操業施設」等への利活用を要望しています。

その結果についての取り組みの進捗状況につきましては、議員も述べていますように、村民の跡利用への関心が高いものと感じております。現在、大宜味村公共施設跡地等利用基本方針を策定すべく、今月から来月年明け1月にかけて、村民からより広く意見や要望を得るため、各字において公共施設跡地利活用住民意見交換会を開催してまいります。

また、並行して公共施設としての利活用、民間事業者による利活用の要望をとりまとめ、新しい地域づくり、村づくりに貢献できる跡利用案としまして、大宜味村公共施設跡地等利用基本方針を3月までに策定すべく作業を進めているところであります。以上。

○ 議長（平良嗣男） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 村長のほうからいろいろ述べられていますけれども、私はこのアンケート調査の実施の仕方について、当初から非常に疑問を持っていました。そのアンケート調査は1世帯1枚だということを言われているんです。回収率もそんな低いところになっていると思うんですが、同居している中で夫婦でも意見が違ふし、同居している若者と年輩者とも意見が違ふんですね。それが村民の本当の声が集約されたかということは大変疑問を持っているところもあるんです。だからそのアンケート調査をする場合に、やっぱりそういうふう配慮しながらやっていただきたかったということを感じております。

それで、先ほど申し上げられていたんですが、3月までに基本計画を定めておきたいということなんですが、御存じのように平成28年度からは向こう10年に対する総合計画、そして5年間の基本計画、過疎計画等もめじろ押しでございます。その前に、この跡利用計画のほうが、総合計画の中では文言であらわしていくんですが、5カ年の基本計画となればある程度の計画を定めなければならないようになってくるわけです。すると、それはちょっと間に合わないんじゃないかなと思うんですね、基本計画等に。すると、私らの基本計画は3月定例議会で議決しても、途中でまた見直し議決をとらないとかならないような形になってくるんだろうと思います。ですから総合計画と基本計画に対する反映も十分考えていただきたいと思うんですが、その辺についてのお考えをひとつお聞かせいただきたいと思います。

次に教育委員会にお伺いします。小学校用地の所有権登記の未整備についての見通しについてお聞きしたいんですが、この件について、私は25年6月定例会と24年6月定例会で一般質問し、そのときにお答えもいただいたんですが、いまだかつて二十数筆の所有権の移転登記がなされていないのが事実だろうと思うんです。以前の一般質問でも申し上げたように、なぜそれを申し上げるかということは、御存じのように、結局、今現在は学校用地でありますので、公共用財産ということになっているかと思うんです。学校を閉校した後には小学校のほうへ普通財産として移管しなければならないと思うんです。その場合に、跡利用をする場合に、その跡利用者等との所有権等の紛争が出たら非常に困ると思うんです。そうすると、跡利用の問題でもまた支障が出てこないかなと。大変やりづらい仕事だと思うんですが、頑張っていたかかないといけないんじゃないかなと思うんです。残念ながら、平成27年度は費目存置もされていないんです、予算化。統合でお忙しかったかもしれないんですが、その辺のことについての皆さんのこれからの取り組み方針についてお聞かせ願いたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） 前田 孝議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほど御指摘がありましたアンケートの結果につきましては、回収率等ちょっと低い点、また方法におきましては世帯に1通ということで、その辺の広く村民の意見の抽出という結果においては、結果的に反映が厳しい状況ということで反省をしているところでございます。まず、総合計画等の村の今後の計画に跡利用の事業計画の反映がどうかということでございます。現在、今年度につきましては総合計画の見直し、また過疎計画の見直しもございまして、過疎計画のほうが今月の25日まで県への協議ということで、計画が先行しております。そういうことで過疎計画におきましても、各事業計画もございまして、その辺を現在、最終的な調整ということで各課に最終確認を行いまして、近いうちに庁議等で諮りまして、最終決定をしまして、県へ協議を提出する予定をしています。その中で各分野におきまして、今後の村づくりにおきましての過疎対策の事業等としましても、各学校の跡地利用等を盛り込んだ計画を策定しまして、今準備をしているところでございまして、総合計画におきましても、その内容を反映して十分な村づくりに貢献できるような計画の準備をしているところでございます。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

○ 教育長（米須邦雄） 御質問にお答えします。

小学校用地の登記未整備につきましては、議員もおっしゃったように、現在、二十数件残っております。いずれもこれまで処理は困難な地域が残っている用地であります。これまで歴代の教育長が答弁されてきておりますが、今後につきましては早急な整備に努めてまいります。

○ 議長（平良嗣男） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 今、村長部局はこれだけなんです、教育委員会に確認だけとっておきます。

教育長は、早期に進めていきたいということをおっしゃっているんですが、これは本当に早急に進めなければいけないわけです。早急に進めていくんだったらやっぱりその姿勢を見せないといけないと思うんですが、平成28年度当初予算あたりで措置するお考えがありますかどうか、それを聞いて終わります。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 平成28年度当初予算のほうにおいては、この難しい案件が23件ほど残っております。地主、さらに今までの経緯を確認しながら、めどがつき次第、補正での対応になるかと思えます。以前に、平成25年において4件ほど、4筆ほど処理をしてきましたが、そういうような形で地権者と話をしながら、早い時期に解決していきたいと考えております。いずれも難しい案件でございますので、時間はかかるかと思えます。一つ一つ確実にやっていきたいと考えております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で前田 孝議員の質問を終わります。

◇ 新 城 一 智 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次に移転・統合後の学校跡地施設の利用について、新城一智議員。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 前田 孝議員と類似する点もあるんですが、次にまた金城 勇議員も同じような内容で質問されるということですが、私のほうから移転・統合後の学校跡地施設の利用について伺います。

大宜味村公共施設跡地利用活用方策調査検討委員会ということで設置して、今後の利用計画を検討していくと伺っています。現在どのようになっているのか。検討委員会の会議の回数、その辺も伺いたい

と思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。
（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

跡利用について、現在どのようになっているか、状況を説明します。

先ほど前田議員にも述べましたとおり、村民の跡利用への関心が高いものと感じており、早目の計画策定を進めなくてはなりません。現在、大宜味村公共施設跡地等利用基本方針を策定すべく、今月から年明け1月にかけて村民からより広く意見や要望を得るため、各字にて公共施設跡地利活用住民意見交換会を開催してまいります。また、並行して公共施設としての利活用、民間事業者による利活用の要望等を取りまとめ、新しい地域づくり、村づくりに貢献できる跡利用案としまして、大宜味村公共施設跡地等利用基本方針を3月までに策定すべく作業を進めているところであります。よろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。
（山城 均企画観光課長 登壇）

○ 企画観光課長（山城 均） 委員会の回数につきましては、現在、今年度は1回ということになっております。

○ 議長（平良嗣男） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 今年度は1回ということですが、平成26年の9月定例会で当時、平良英勝議員の質問があって、その中でも1回ということ、回数的に本当に少ないんじゃないかなという感じがします。その検討委員会のメンバーはどういう方々がかかわっているのか。

あともう1点は、4月1日から新しい小学校、中学校になって、あとの管理です。要するにどういう管理の仕方を、跡地施設の利用が決まるまでどういう形で4小学校とっていくのか。中学校はもちろん取り壊しということになるので、それは必要ないと思うんですが、4小学校の管理についてはどういう形で管理していくのかお伺ひします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） 新城一智議員の御質問にお答えしたいと思います。

1点目のメンバーにつきまして、これにつきましては長部局内の構成ということになりまして、委員長に副村長を設定しまして、教育長、各課長の構成メンバーとなっております。今後並行しまして、今私たちが素案として検討しております基本方針案をある程度練りましたところで、並行して外部の方々を含めた審議委員会を設置しまして、最終決定という方向で持っていきたいと考えております。

管理運営につきましても、この基本方針で、これは教育委員会と十分な調整が必要になるかと思いますが、この利活用につきましては、すぐ短期でできるようなものもあれば、また長期計画に基づいた利活用もありまして、そのまま現状として残るような可能性もございますので、その辺の管理運営につきまして教育委員会の財産処分等の方向ですか、そういったものも含めて、十分調整していくということですが、活用に至るまでは今後の地域の開放とか、そういった方策をとりながら活用していくということで、管理運営のほうは教育委員会のもとで行っていく予定となっております。

○ 議長（平良嗣男） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 今、内部、庁舎内だけの、副村長を含めて、教育長、あと各課長ということで検討されているということなんですが、外部から入れるのは閉校後ということで理解します。

(「閉校後ではなく」と呼ぶ者あり)

○ 2番(新城一智) 並行してやるということで、済みません。

村長からも先ほど答弁があったように、滞在体験型とか観光施設ということもあるので、やっぱりその辺の見通しも含めてプロの目から見れる、例えばツーリストなり、そういう旅行者、あるいは民泊とかを行っている3村の事業者等も入れて、やっぱり検討をしないといけないと思うんです。この辺はしっかりやっていただきたいと思います。

閉校後の、各小学校、卒業式が終わって、4月1日は新しい小学校、入学式があるんですが、その後の管理の件で、先ほども伺ったんですが、やっぱり誰か置かないといけないわけですよ。その辺どういうふうに考えているのか。例えば委託でそういう誰かに任せるのか、それとも役場の職員でその辺を対応するのか。教育委員会とのかかわりもあるということでしたけれども、その辺、はっきり答弁をもらって、一応次の質問者に譲りたいと思いますので、その辺答弁をお願いします。

○ 議長(平良嗣男) 副村長。

○ 副村長(島袋幸俊) ただいまの質問にお答えしていきたいと思います。

まず、先ほど前田 孝議員の質問の答弁で、各小学校あるいは中学校の要望等、アンケートの結果、そういう結果で滞在体験型の宿泊施設等、多くあります。そして民間の業者のほうからもそのあたりを注視した提案等もう既に来ております。しかし、まだ応募等、そういう形をとっていませんので、そういう時期に来たらちゃんとした提案ができるようにということで、一応聞き取り等をやっております。もろもろの、本当にたくさんの業種、そういうのが提案されております。そのあたり非常に大宜味村にとってチャンスだと感じております。そのあたりを生かしていきたいと思います。

この閉校後の管理については、やはり閉校しても教育委員会の財産には変わらないわけです。そういうことも含めて、先ほど企画観光課長のほうからあったとおり、教育委員会と調整しながら、そのあたりは進めていきたいと思います。財産はまだ教育財産として残るということですね。そのあたりも含めて、県の教育委員会も関係してきますので、そのあたりしっかり調整しながら進めていきたいと思ます。

○ 議長(平良嗣男) 以上で新城一智議員の質問を終わります。

◇ 金 城 勇 議員

○ 議長(平良嗣男) 次に大宜味村4小学校統合後、中学校移転後跡利用について、金城 勇議員。
4番 金城 勇議員。

○ 4番(金城 勇) 一般質問を行う前に、先ほどから聞いていましたら、中学校の「移設」と私、書いていますけれども、「移転」という表現がいいんですか。「移転」のほうで。それでは「移転」に直されてください。申しわけないです。それでは一般質問を行います。

大宜味村4小学校統合後、中学校移転後跡利用について。

①基本方針は定まっているのか。

②大宜味村公共施設跡地等利用方策調査検討委員会が設置されているが、今後、跡利用審議会の設置についてはどのように考えているか。

③跡利用審議会の委員の選考についてはどうするか。

④跡利用の利用者の募集についてはどのように考えているのか。答弁をお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

前田議員、新城議員と同じような内容であるかと思えますけれども、①の基本方針についてお答えします。基本方針は、現在策定中でありまして、まだ定めておりませんが、全村的な視点に立ち、村としての基本的な考え方をまとめながら、村民の提案や要望も加味し、利活用方策を検討するため、新たなニーズに即した利活用、既存施設等の有効活用、公共施設との関連性、ランニングコスト、維持経費の軽減、体育館及びグラウンドの機能、重要施策を踏まえた利活用方策の6点を基本的な考えと位置づけて作業を進めているところであります。

②の審議会の設置につきましては、今後、村の、大宜味村公共施設跡地等利用基本方針を策定した時点で審議会を開催する予定であります。

③の委員の選考につきましては、公共施設跡地等が村の貴重な財産であることから、安定した村財政運営を図り、将来を見通した村づくりや地域づくりにつながる施設の利活用について検討していく必要があると考えますので、それらを考慮して選考を行ってまいりたいと思います。

④の募集については、どのような考えを持っているかにつきましては、まだ利用方針が定まっていない状況であります。跡施設利用は、基本的に事業提案型公募を行う予定であります。事業者による利活用が地域要望との合致、費用対効果の高さ、緊急性の高さ、跡地、跡施設利用の妥当性、全庁的な懸案事項への対応や村の各種計画への貢献度等、事業の必要性、文化振興、教育行政への貢献度などが著しく期待される事業におきましては、事業者の提案をもって村の設置する選定委員会に委ねる方法も1つの方法と考えております。ひとつよろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 4番 金城 勇議員。

○ 4番（金城 勇） 村長から答弁がありました。先ほど2人の方が質問なさっているのと重なる部分もありますけれども、基本方針はこれから定めていくということで、時期的にも村民からすれば、我々もそうですけれども、取り組みが遅いなということを感じております。

それから跡地検討利用方策調査検討委員会というのは、先ほど来ありますように、庁内部だけの、副村長を委員長として、教育長を副委員長とし、各課長、農業委員会、議会事務局長が委員として入っているわけですが、やはりこの跡利用に関しては、村長も答弁がありますとおり、村全体を網羅する、意見を網羅するために、有識者でありますとか、村民の中からそういう発想の豊かな方を交えらるか、③にある跡利用審議会の中に入れて、今あります庁内の検討委員会と連動しながらその会議を進めていただきたいと思いますが、その跡利用審議委員会の委員の選任についての時期的なことを伺いたいと思います。

それから先ほど来、前田議員からあったアンケートのあり方、昨年11月のアンケートの回答率が悪いと、そこで平成27年の村長みずから各区を回られた、各区行政懇談会の報告書などを見ても、やはり後利用に関する意見や要望、また跡利用じゃなくても、その跡利用をすれば解決できそうな要望や御意見が多くあります。それから平成27年度要援護者、高齢者からのアンケート調査報告などからも、その跡利用に関する要望や意見などもあります。この回答率は80%ぐらいあると、こういう回答率のいいアンケートもよく見られて、検討していただきたいと思います。

それから先ほども答弁なさっていましたが、やはり地域のこういうアンケートの中から、地域

の要望と合致する点を見出しながら取り組んでいただきたいと思います。

それから跡利用の募集についても方針が決まってからとありますので、先ほどの答弁で募集に対して取り組んでほしいなというものが盛り込まれていますが、またこれも、やはり早急に方針を決めて募集、これまでいろいろ問い合わせはあるかと思うんですが、そこら辺の公正、公平な情報のもとで公募し、村の基本方針に貢献できる利用者に利活用してほしいなと思いますが、その辺のことを含めて答弁お願いします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） では、金城議員から何点か質問がございますが、審議委員会の時期的なものについてお答えしたいと思います。

先ほどから村長の答弁にもございますように、ことし、12月22日から1月にかけて、各地域の意見交換会を行うということになっております。その意見を整理、まとめまして、内部委員会でその意見等をまとめましたところで、ある程度の基本方針をまとめます。そのまとめた方針を図るために審議委員会等を早期に開催する予定をしておりますので、早ければ2月中には審議委員会のメンバーを設定するような運びになると思います。

○ 議長（平良嗣男） 4番 金城 勇議員。

○ 4番（金城 勇） 今、跡利用の審議委員会の選考が2月ごろになるだろうということですが、その前にもいろいろ検討する事項があると思います。今ある内部の検討委員会もそうですが、教育委員会も含めて要綱の中に、教育委員会の中でも跡利用に関するということもありますので、住民に十分説明できるように検討していただきたいと思います。

そこで、やはり学校が地域の拠り所であったわけですから、この学校がなくなるということで、本当に寂しい思いをしている方々も多くおられると思いますので、学校が新たな拠り所になるように、跡利用を望みますが、十分に村民と対話しながら、実現可能な発信、持続的な利用方法を、費用対効果や財源の確保など、十分に吟味して進めていただきたいと思います。

それから跡利用に関して、大分仕事量が多いように思いますので、必要に応じて職員の配置ができないか、そこら辺のお考えをお聞きして終わりたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） この跡利用について、まず民間活用という話があったんですが、その前に村が本当に必要な施設ですね、例えばすぐ村が運営していく、福祉関係の健康づくりの施設とか、そういうものは村がすぐ活用できる、そのあたりも含めて、まずは村が活用できる施設、そのあたりを検討しながら、そして民間活用に委ねる施設、そのあたりも検討はしていきたいと思います。

職員の配置についても、これからの内部検討委員会、あるいは庁議あたりでも諮って、どのように運営していったほうがいいのか、職員を配置するのか。あるいは民間のほうにお願いするのか。そのあたりも含めて、教育委員会と一緒に検討はしていきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 以上で金城 勇議員の質問を終わります。

◇ 宮 城 辰 徳 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次に大宜味幼稚園と保育所の移転計画の有無について、宮城辰徳議員。
5番 宮城辰徳議員。

○ 5番（宮城辰徳） では、一般質問をさせていただきます。

大宜味幼稚園と保育所の移転計画の有無について。

大宜味中学校の移転と小学校の統合が決まり、結の浜に建設が進み、平成28年4月開校となりますが、幼稚園と保育所の移転計画はあるのかどうかお伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答え申し上げます。

村内2カ所の保育所も老朽化が進み、施設の整備が急務であります。平成27年3月に策定された大宜味村子ども子育て支援事業計画においても触れておりますが、次年度は乳幼児期の一貫した保育環境の確保手段の一つとして、アンケート調査の結果も踏まえ、幼保連携型認定こども園の施設整備計画を立て、教育委員会とともに連携を密にしながら進めてまいりたいと考えております。よろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

（米須邦雄教育長 登壇）

○ 教育長（米須邦雄） 御質問にお答えします。

幼稚園と保育所の移転計画についてですが、現在、幼稚園及び保育所施設の老朽化に伴う対策を早期に行い、現状の幼稚園、保育所としての運営及び認定こども園について、利用者ニーズを考慮に入れ、住民福祉課と連携をとりながら検討しているところでございます。認定こども園とは、簡単に説明いたしますと、幼稚園と保育所の一体型になります。今後は、幼稚園と保育所の設置場所が課題になります。平成28年4月に小学校が統合され、4つの小学校跡地が発生します。その跡地についても、検討場所の候補地として、これから村当局と話し合っていきたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 5番 宮城辰徳議員。

○ 5番（宮城辰徳） 検討していきますということですがけれども、いつごろ、どのような計画ですね、要するに時期的なスケジュール等が決まっているのかどうか。それもお伺いしたいと思います。

やはり、今の給食センターの問題もあると思うので、できたら今の小学校、中学校移転地の近くにするという検討もあるのかどうか。その2点をお伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） この認定保育園につきましては、去年から北部の保育士会の中でも大宜味村として2年後をめどに認定保育園に持っていきたいという話を一応出しております。そういう意味からして、平成29年度ごろからの事業として進めることができたということ、今検討しているところであります。

また、移転場所については、できるだけ、今幼稚園が大宜味小学校にありますので、幼稚園と一緒にできたらという思いもありますけれども、この辺については、今後、保護者の皆さんや地域の皆さん、あるいは学校関係とも話し合いをしながら進めていきたいと考えております。やはり埋立地、学校近くに持っていくというのも1つの案ではありますけれども、やはりいろんな面で父母の皆さんがちよつと躊躇しているところもあるようでありますので、その辺については、設置場所については保護者の皆さんとも十分話し合いをしながら進めていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で大宜味幼稚園と保育所の移転計画の有無についての質問を終わります。

次にパークゴルフ場の建設について、宮城辰徳議員。

5番 宮城辰徳議員。

○ 5番（宮城辰徳） パークゴルフ場の建設について。

平成27年5月13日の大宜味村老人クラブ連合会の総会において、村長はパークゴルフ場を結の浜の学校建設用地だった場所か、中学校跡地につくりますと約束されましたが、現在の進捗状況についてお伺いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えします。

パークゴルフ場の建設につきましては、去る5月の老人クラブ連合会総会において、老人会連合会の会員の皆さんからパークゴルフ場の整備について要望があり、パークゴルフ場の整備については、今後、村としても検討する余地があると例を示して話したつもりであります。中学校につくりますというふうな、限定的なことは言ったということでもありますけれども、そのことは私が言ったとしたら、大変失礼といいたいでしょうか、決まらないことをやるということ自体がおかしいわけでありまして、その中で結の浜の以前の学校跡地利用や中学校跡地などを一例として述べたものであります。そういうことで、誤解を招く表現をしたかもしれませんが、約束したということではありません。

現在の進捗状況についてはということですが、以前の学校建設用地には、結の浜の土地利用計画もあるため、現在のところ当該箇所を変更する予定はありません。大宜味中学校についても、現在、跡利用検討委員会で今後の跡利用を検討中であるため、他の場所を含めて検討していきたいという考えでありますので、御理解をいただきたいと思えます。

○ 議長（平良嗣男） 5番 宮城辰徳議員。

○ 5番（宮城辰徳） 私もこの老人クラブの連合会総会に参加しました。確かに村長は「つくります」というふうな前向きな意見でありました。やはりこういうたくさんの中でそういう発言をしたということは、約束したのと一緒だと思うんです。後で老人会長から聞きまして、平成26年12月24日にパークゴルフ場の新設要請を出しましたと後で聞きました。それに基づいてそういう発言をしたのだらうと私は思ったわけです。そういう中で、多くの、老人会の総会の中でそういう発言をするということは、今の発言からすると、何らかの形で老人会の皆さんにも説明する必要があるかと思うんですけれども、それに対して村長の意見をよろしく願います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） この件については、私も長年こういう議員とかやってきて「つくります」と限定するということは、なかなかこういう場所では言えないと思えます。私は大宜味中学校でもつくりすることができるんじゃないですかというふうなことを言ったんじゃないかなと思えますけれども、つくりということとはもう決定して以外、これは限定的な言葉というのはなかなか使えないんじゃないかなと私は思います。私は「そう思います」という言葉をよく使います。そういうことで、聞き違いであったんじゃないかなと。それが本当に「つくります」と限定的に言ったのであれば、老人会の皆さんに謝罪もするし、おわびもします。そういうことで今後は、このパークゴルフ場というのは大宜味村にはないわけでもありますけれども、皆さんが要望していることですから、ぜひとも前向きに進めていきたいという思いは以前と変わりありませんので、この辺御理解いただきたいと思えます。よろしく願います。

○ 議長（平良嗣男） 5番 宮城辰徳議員。

○ 5番（宮城辰徳） 今の話では、村長は言い訳をしていると私は感じています。この総会に参加した多くの方々が、私も含めて聞いているということで、今回請願書というものも出しているということを知っております。ですからそれに対して、十分、今後、どう対応していくかをお聞きしてから質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） その件については、ぜひとも要望に応えることができるように、できるだけ推進をしていきたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 以上で宮城辰徳議員の質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午前10時51分）

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時00分）

◇ 大 城 佐 一 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次に小中学校の運営とPTA組織について、大城佐一議員。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 一般質問に入る前に、10月に就任されました副村長、11月に就任された教育長、就任おめでとうございます。やっと両輪そろっての宮城功光村長丸の出発でありますので、ぜひ今後とも、村民のために頑張ってください。それでは一般質問に入りたいと思います。

小中学校の運営とPTA組織について。

これまでの質問の中で、何度も小中学校は敷地は一緒であるが、小中学校の組織は一貫校でも、併置校でもなく、全く別々の組織であると答弁を繰り返していたが、平成27年11月24日付で、統合移転準備室から出された資料を見る限り、一貫校及び併置校的な要素が見受けられるが、下記についてお伺いします。

1、現時点でも一貫校及び併置校ではないと断言できるのか。

2、資料の小中学校のPTA組織は確定なのか。教育長が就任してから2週間後であるが、教育長も参画したのか。

3、スクールバスの運行と諸行事等（運動会等）、または生活発表会ですか、小学校については学芸会、それはどうなっているのか。

4、図書館の出入りは誰でも可能というが、事件・事故等の責任はどこにあるのかお伺いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

（米須邦雄教育長 登壇）

○ 教育長（米須邦雄） 大城佐一議員の質問にお答えします。

第1点目の併置校ではないと断言できるかということですが、前教育長がこれまで説明してきたとお

り、小学校と中学校は明らかな独立校でありますので、そういうことは断言できると考えております。

2番目の資料の小中校のPTA組織は確定なのかということと、あと教育長も参画したのかということですが、その資料については、先ほど議員からもありましたように、準備室から出した小中のPTA組織についての資料だと思います。実は11月17日に、小学校統合・中学校移転推進委員会PTA部会の拡大PTA部会が開催され、今後のスムーズなPTA活動を運営していくため、さまざまな話し合いが持たれました。その中で、小中PTA組織の一本化について、各単Pに持ち帰り検討することになっております。それで現時点では決定ではありません。各単Pに持ち帰って、あとまたさらに村PTA連合会の総会において決定するという段取りになっております。

それから教育長も参画したのかということですが、私は主催者側でありますので、教育長の就任挨拶とあわせて一応参加はしております。だけれども、PTA関係につきましては、これは任意の団体、親と教師の会組織ということでありまして、そういう任意の団体でありますので、助言するとか、言葉を入れるとか、そういう意味での参画はしていません。

それからスクールバスの運行送迎についてですが、スクールバスの運行は、現在4台での運行を考えております。

それから諸行事等につきましては、極力小学校と中学校で合わせられる行事については合同開催できればと考えております。しかしながら、入学式とか卒業式につきましては、明らかに単独開催であります。またその運動会については、今のところ両学校長の間で調整がなされるのであれば、合同開催のほうが望ましいのかなと考えております。

それから4点目の図書館の出入りの事件・事故の責任の件ですが、事件・事故については、いろんなケースがあると思いますが、その原因が学校の運営上とか、あるいは行政の推進上とか、そういうところに問題がある場合につきましては、当然ながら教育委員会、教育長に責任があると考えています。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） なぜ私、今回、別の案件で準備をしていたんですが、この資料を見て、あっと思ったので急遽この質問に変えたんですが、今、教育長からの答弁では前教育長からの引き継ぎで完全な独立校だということを言っておりますので、ということは小学校、中学校は全く別な組織で運営していかなければならないということでありまして、この資料で見ると、これは決定ではなくて案ということですが、PTSAの全体行動ということであるんですが、この組織図を見ると、本当に、組織の中に会長2名というところは理解できるんですが、この小学校、中学校、まず別々にということでは意味は大体わかっているんだが、組織1つをつくるために会長2名ということはちょっとあり得ないんじゃないかなと思っております。今からも、これは確定でないということでありまして、余り深くは問いませんが、まずこのPTSAということで、従来のPTAから「S」サポートをつけて、これは現準会員、各団体長を支援者ということですが、今まで行って、県の教育庁からも推進してこられたPTCAの組織ですね、これとも同じような意味合いと思うんですが、教育長の就任の、きょうは冒頭でありますから、CTとのかかわりも大切に、この「C」コミュニティーは、PTAに「C」を入れて、地域を取り組んでの「C」でありますので、そういった取り組みを出てくる、PTSも、「S」も地域のサポーターということで、大体似てはいると思うんですが、その辺の違いはあって、このPTCAからPTSAに変えたのか、その辺をちょっと1点。

あと、教育長も就任して、やっぱり委員会の長としての責務もあると思いますが、その辺も参画は、17日に拡大委員会があって、参画はやっていないという話でありました。

あとスクールバス、もう少しスクールバス、前に質問したときには4台を運行させてやるという話でありましたので、その辺の具体的なものをひとつお願いしたいと思います。どういうふうな運行経路、ルートを持っているのか。運動会、学習発表会とかも全く別ということでありましたので、その辺の具体的なことをもう少しお願いしたいと思います。

あと一番問題なのは、図書館なんですよね。これは前に開放事業の一環で図書館を開放するということを言っていたんですが、村に開かれた学校づくりの推進の観点から、こういった開放ということも言っていると思うんですが、この開かれた学校づくりという意味が、もし何でもかんでも、誰でも入って自由にやりなさいという意味の捉え方と、今なっていると思うので、実際はこの開かれた学校づくりということは、学校も地域も一体となって子供たちを育てていこうという取り組みの輪だと思うんですよね、開かれた学校づくりというのは、誰でも開いているから入りなさい、どうぞという意味ではないんじゃないかと僕は思います。その辺の捉え方ですね、だから例えば学校は1つでありますし、この学校に、図書館に不審者が侵入してきて、こっちで事件起こして、子供が傷ついたらやった場合には、これは小学校長なのか、中学校長なのか、まず責任が問われるのは。この管理はどうなっているのか。小学校長なのか、中学校長なのか、その辺もあります。だからこういうことも、先ほどは全ては教育長ということであるんですが、しかし、学校の管理者は学校長なんですよね、今現在見ると、学校長。この学校長のもとで起きたものに対しては、この学校長の管理不行き届きというか、その辺の責任も生じてくると思うので、こういった場合、一緒に、誰もが入ってきた場合には、図書館は1つであるし、中学校に行くのか、小学校に行くのか、その辺のはっきりしたあれもまだ見えていない。であるから、もう図書館、できるだけ学校だけは部外者立ち入り禁止にしてもらって、先ほど来から跡地利用の問題、いろんな議論をされております。そこで各4校、跡地利用の問題これからもあります。図書館を空けたどこかに、村民専用の図書館をつくってはどうかと思うんです。なるべく学校はもう、誰でもかれでも入って下さいということではなくて、その辺はきちんと、この管理、不審者侵入に対する管理ができるような体制を持ってもらいたいと思いますが、どうですか。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 大城議員の質問にお答えしたいと思います。

まず初めに、この間、去るPTA部会のほうでお話をしてきました、このPTSA、「S」にしたのはなぜかという話がございます。最近、他の地区ではPTCA、コミュニティーまで入れてのPTCA会というんですか、PTAがコミュニティーを入れて、もう少し大きく組織化しようみたいな話があります。その中でPTCAの話も出ました。今回、新たにまたこの学校をですね、平成28年4月に小学校、中学校併設もされて新たな学校になります。その中でコミュニティー、今までどおり「C」をつけてコミュニティーでもいいんじゃないかという話もありましたが、もう少しサポーターとして、今までコミュニティーの中に各種団体長等も入っていたかと思いますが、もう少しちょっと輪を広げて、「S」にして、サポーター的な人材も入れられたらいいかなと。コミュニティー、村内だけがコミュニティーなのか、村外の人、サポートしていただく人もぜひ準会員のサポートを行ってほしい。今、私の考えなんです、卒業生、中学校あたりも、今の中学校、海染の地での卒業生、そういう卒業生もサポーターとしてまた参加できたらいいんじゃないかと考えていて、もう少し、輪を広げるために「S」

というふうに、「C」を「S」に変えております。

あと、スクールバスの運行についてですが、去る9月の議会でも答弁したとおり、4台で、その9月時点は5ルートでした。最終案を出して検討を重ねておりますが、今6ルートを考えております。北は田嘉里から、全部出発地点は7時30分運行開始の予定です。まず、バスAルートについては、田嘉里、謝名城、喜如嘉、饒波、学校まで。マイクロバスBについては、江洲を出発しまして、江洲から津波を回りまして、白浜、宮城、学校まで。マイクロバススモールCということで、これは大保のほうから回り、押川入り口まで行きまして、それから湾内、田港、屋古、大宜味中学校まで行って、その後、北側から抜けて上原というか、国道58号沿いなんです、これはPTAのほうからちょっと要望もありまして、それではバス停までは迎えに行こうということで、安根のほうで拾いまして、学校のほうまで。あと残りのものについては、大兼久を出発いたしまして、大宜味、根路銘、学校までと。その足でそのまま塩屋を回って学校までのコースになっております。

次に運動会の開催につきましては、学校の行事でございます。学校のほうも次年度の事業計画を立てているところです。県のほうからの日程等もございまして、それが決定して、教育事務所を通じて各学校に、来年の授業日程が来ます。その間で運動会等の日時が、小学校、中学校、授業時数とかそういう関係もございまして。それで合うのであれば、学校長、小学校長、中学校長の話し合いの中で決定していくことになっております。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

○ 教育長（米須邦雄） 図書館の件につきましては、現在、総務課あたりでも協議をしているところですが、司書の人数の配置の問題も当然絡んでくるかと思っております。そういう中で、両学校長と十分調整しながら、学校開放のあり方といいたしめようか、そういったものも十分詰めていって、問題がないような運営をしていきたいと考えております。もちろん、仮に事件とか事故が起こったときの責任の所在は第一義的には当然ながら学校長にあるわけでありまして、最終的には教育委員会、教育長にあるということをお答えしました。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） PTSAは、PTCAを拡大したという組織でありますので、ぜひこういった組織、地域とのかかわり合いをぜひ組織として全部が参加できるような組織もあつたらと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

あとこのスクールバス、今の話では3台ですか、ああ、4台。6ルート、4台ありますので、例えば朝7時半出発でありますので、8時ちょっとでは終わると思うので、その辺、4台ということは4名の傭人が必要になってくるわけなんです。そこを帰るときまでは、この運転手たちはどうしていらっしゃるのか。その辺は日給なのか、月幾らの賃金なのか、時間制なのか。その辺、まだ詳しいことは聞いていませんが、例えばこの4名のうちにやった場合に、このバスをこの地域の、前から来るコミュニティーバスの話もあつたんですが、このスクールバスを空いた時間にコミュニティーバスとして利用することはできないのか。教育上、これはどうなるのか。この辺をまたコミュニティーバスについての利用方法は、村長のお考えを聞きたいと思ひますので、ひとつお願ひしたいと思ひます。

最後に、こういう資料がありましたので、ちょっと紹介しておきたいと思ひますが、やっぱりPTCAと地域の学校づくりのためには相当大事だということでありましたので、お願ひしたいと思ひます。PTCAと、あとPDCAという言葉がありましたので、これからこのPDCAとは何ぞやということ

を思っているんですが、このPDCAの「P」はプラン、目標を設定する。「D」はドゥー、試行、試してみる。「C」はチェック、検証、「A」はアクション、この実行、仕組み化をするということで、この運動が大事、義務教育をやっていく中にも、この子供たちの教育にも大切じゃないかというふうにある指導のほうにありましたので、その辺の取り組みも、また学校と地域との両方の協力体制でぜひやってもらったらいいんじゃないかと思っております。

あと最後に、先ほどスクールバスは村長で、教育長ですね、これまでも地域は大切にすることとで統合もやってきたので、ぜひこの取り組み、地域の各4小学校の伝統的な文化、行事もたくさんありますので、その辺を取り入れた教育の活動をしていくようお願いしたいと思います。

あとこの組織もまだ確定ではないというので、実際にでき上がった暁には、ぜひきれいに村民にも、先ほど来からいろんな面で検討委員会も、この跡地利用のものも説明やられてないという質問もありましたので、ぜひ村民に隠さず、全て悪かろうが、よかろうが、全てはじき出されて、そこの議題の中からぜひいい学校が生まれることを期待して、最後の質問としたいと思います。お答えを最後にお願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） スクールバスの運行についても、いろいろ教育委員会のほうから説明ありましたが、今回スクールバス新たに2台を審査購入ということであります。この購入について、やはり教育関係の、国のほうからの補助事業で購入しているようでありまして、なかなかコミュニティーバスとしては活用が厳しいのかなというふうな、今の判断をしているようであります。そして今4台という、1つには部活動、部育成会のバスがありますけれども、それを何とか活用できるような方法を、村と教育委員会と調整して、できるんだったらこの運転手の時間帯を調整しながら、部育成バスでコミュニティーバスとして村内を運行できるような方法がないものか、ちょっと検討して進めていけたらと思っておりますので、ひとつよろしく願います。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

○ 教育長（米須邦雄） まず初めに、地域とのつながりという点ですが、開会前の所信の一端でも述べましたように、お互いの地域の子供たちが将来大人になって、例えば村内にとどまる、あるいは村外に出ていくにしても、地域に誇りを持って、ちゃんとした大宜味村のことを自分の言葉で、自分の思いでちゃんと答えられるように、そういうふうな子供に育ててほしいということを考えておりまして、そういうことで地域の歴史とか、自然とか、文化とか、そういうものに十分触れられるような教育環境整備に努めてまいりたいと考えております。

それから住民説明会の件ですが、8つの専門部会があります。それが大体1月いっぱいぐらいでは恐らく結論が出る予定ですので、今の件だけではなくて、スクールバスの件も含めて、2月には総合的な住民説明会を予定しようと考えております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で大城佐一議員の質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

(午前11時26分)

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 安里重和議員

○ 議長（平良嗣男） 次に根路銘区への村営団地誘致について、安里重和議員。

7番 安里重和議員。

○ 7番（安里重和） 午前中お疲れのところ、また続きまして質問を行っていききたいと思います。

根路銘区への村営団地誘致について質問いたします。

平成27年第5回定例会において、根路銘区への村営団地誘致に関する陳情書を経済建設常任委員会にて、全会一致をもって採択いたしました。村行政としての方針決定や根路銘区への対応状況等をお伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 村営団地の根路銘区への建設につきましては、根路銘区長より、口頭にて担当部署へ説明があり、内容の把握はしております。現在、村内には民間のアパートが少なく、賃貸による生活拠点を求める方法としては、団地に頼らざるを得ない状況であります。村内で整備されている村営団地の数は11団地で162戸建設しており、沖縄北部本島内で比較を行っても、総世帯数に対しての団地戸数の割合が一番高い率約10%となっております。財政面においても入居条件が低所得者や生活困窮者を対象としていることから、団地の家賃収入のみで維持管理が財政バランス上、非常に厳しい状況であります。今後、老朽化した団地の建てかえ、取り壊しにつきまして検討していくことが最優先と考えております。

今後の方法としましては、現時点では新規に団地を整備する計画はなく、議会への請願にあります平成28年度の設計、着手、完了につきましては非常に厳しい状況であります。根路銘区の生活拠点の創出につきましては、空き家、空き地対策を推進し、民間企業の誘致等も視野に入れ、積極的に取り組んでいきたいと思っております。

また、根路銘区への住民説明会につきましては、1月末までには対応していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 7番 安里重和議員。

○ 7番（安里重和） 非常に厳しい状況の答弁であります。根路銘区のこの訴えは区を守るための陳情です。根路銘区民の納得のいく住民説明会を、ぜひ1月末までに行ってもらいたいと思っております。

ところで、東村では定住促進住宅を建設し、作戦が実っているところですが、村長は、マスコミインタビュー等で人口4,200名を目指したいと新聞等で公表されましたが、人口をふやすための具体的な動きがあるのかを通告外になるかもしれませんが、答えてもらえるのであれば答えてもらいたいと思っております。

これにて、私の一般質問を終了いたします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 東村が行っている定住促進住宅等についても、今後、やはり過疎計画やそういう計画の中で位置づけてできるような方法をぜひ進めていきたいという考えもしておりますし、また今、結の浜には30戸の民間アパートを設計段階で、近いうちに着工したいという事業所が出ておりますので、

その辺も含め、やはり学校跡地の活用において企業誘致を進めていく中で人口増加を図っていきたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 以上で安里重和議員の質問を終わります。

◇ 吉 濱 覺 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次に小、中学校建設や埋立地「結の浜」の安全安心な環境づくり等について、吉濱 覺議員。

8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 一般質問を始める前に、米須邦雄教育長、島袋幸俊副村長、就任おめでとうございませう。これから村民の期待に応えられるよう頑張ってください。では、本題に入っていきたいと思ひます。

私は、これまでの定例会で本懸案を問題視し、一般質問をしています、いまだに解決するような明確な回答をいただひておりませう。次のことを伺ひます。

1、2015年7月28日、村の「結の浜地区」避難路整備計画説明会によると、結の浜地区における避難可能距離の算定を行った結果、約560m～約2,100m程度となっている。ただし、限界距離は1,000mとされており、また、既存の調査結果から見ても徒歩避難者の全体8割程度の避難距離が625m、歩行困難者が同行している場合は9割が801m以内の避難距離となっている。そのため、これらの数値を考慮し、約600m～約1kmを避難可能距離に設定する。また、津波到達予想時間は、沖縄県の津波被害想定結果より、最短の32分（大宜味村地点）を採用する。目標地点③の国道沿ひの高台は小中学校からの移動距離900mとなっているが、グーグルマップのここからのルートここまでのルートの計測で、学校敷地等の距離計測がされず、道のりのみの100m単位の計測は瑕疵がある。グーグルマップの1cm単位の距離を測定では、学校敷地の端からの計測はいくらになるか。

2、前教育長は2013年12月定例会で議員に提出した小学校統合・中学校移転地にかかわる一件資料の避難経路Bルートの距離は標高20m地点までの移動距離約820mで、大宜味村の地点最短津波到達予想時間32分に対して、障がい者等（急いで）によると避難に要する時間は31分としていますが、学校敷地の中央部分からの計測は瑕疵がある。学校敷地の端から結の浜地区避難路・避難スペースイメージ図の計画による標高32.53m、面積1,000㎡の避難スペースまでの距離はいくらか。また、障がい者等（急いで）によると避難に要する時間はいくらになるか。

3、学校敷地の端から、結の浜地区避難路・避難スペースイメージ図の計画による標高41.87mまでの避難階段と標高36.38mまでの避難階段での平坦地部分や階段部分と、また合計の距離と避難に要する時間はいくらになるか。

4、前教育長は、村内各集落、沿岸沿ひの集落のどこよりも結の浜地区のほうが、安全性が高いということになっている。今後、東日本大震災の教訓を生かして、適切に、安全に避難できるように今後とも住民に説明しながら、納得してもらふような形で開校にこぎつけていきたいと思ひている。また、村長は、大宜味村は全く困難場所でない位置づけで、5分以内で十分避難することが可能だという。2015年度に避難路の実施については、しっかりと保護者や村民に報告ができるように対応していききたいと思ひている。さらに、村は「結の浜地区」避難路整備計画では、小、中学校建設の背後傾斜地に避難階段の設置や、限界距離の1,000mとされており、限界距離の1,000mを超える地域等の説明をしているが、

このような支離滅裂な説明では村民は納得しない。

本村の未来を担う子や住民の命を守るために小、中学校建設や埋立地「結の浜」の安全安心な環境づくり等に対する科学的積算根拠、整合性のある真実な資料の提出や説明。また、津波到達予想時間と避難する際に要する歩行速度等に基づき、避難開始から津波到達予想時間までに避難が可能な距離（範囲）を設定するとしていますが、限界距離の1,000mを超える地域の避難対策等の執行根拠の説明。あわせて、東日本大震災の教訓を生かして、適切に、安全に避難できるように住民に対して納得してもらうように計画の説明会をいつ、どのようにして開催するのか答弁をお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

目標地点③の国道沿いの高台は、小中学校からの移動距離900メートルは、グーグルマップでの計測で学校敷地等の距離計測がされず、道のりのみの100メートル単位の計測は瑕疵があるについてですが、計画する避難スペースまでの距離を出すために使ったものであり、瑕疵とは思っておりません。

学校敷地の端からの距離ですが、1,190メートルになります。学校敷地の端から結の浜地区避難路・避難スペースイメージ図の避難スペースまでの距離と時間は最も長い距離で684メートル、この場合の時間は27分になります。学校敷地の端から標高41.87メートルまでの平坦地部分と階段部分の距離は、最も長い距離は422メートルと112メートルで、合計534メートルになります。この場合の時間は21分になります。標高36.38メートルまでの平坦地部分と階段部分の距離は、最も長い距離は420メートルと106メートルで、合計526メートルになります。この場合の時間が21分になります。

適切に、安全に避難できるように住民に対して、納得してもらえるように計画の説明をいつどのようにして開催するかについてですが、結の浜地区において、防災基本計画策定業務報告書から大宜味村防災計画調査測量設計業務委託において、避難路、避難階段の設置についての結の浜地区住民説明会を6月18日、7月28日に行ってきました。今後は、計画の説明は行わず、避難訓練などの実施に向けた計画を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 今、村長からグーグルマップの件がありましたけれども、1,190メートル、それで私がかかったのは、ちょうど教育委員会に確認したくてやったんですけれども、確認するほどとれませんでした。後からCADデータで出すということをお話していたんですけれども、126メートル。前に教育委員会が出したものはもうちょっと手前なんですけれども、今実際、結の浜地区における防災基本計画策定業務の中にあります避難場所と、それから総務課が出した避難場所、避難階段から上がってきて、少し剥げている部分というのか、計画書に図示したものよりちょっと上のほうになっているんですけれども、そこまで私がかかったら1,260メートル、それで計算すると、教育委員会が出したものは1分先に避難できるというようになっています。ところがこれで計算すると、また大宜味村は最短36分と言っていましたかな、36分とって訂正しておりますけれども、私が計算したら47分かかります。11分オーバーしています。先ほど村長が説明した階段については、階段を利用できる健常者はそれでいいはずけれども、これまでの説明では階段を利用できない人は先ほどのルートを利用すると。それで教育委員会が出したものについては1分の余裕があると。教育委員会のものは820メートル、これも学校の中央部分から敷地をはかっています。そうしたら、この当時は最短で32分、そして歩行で行くと31

分となっています。それを私が学校の端から、今設定している避難所まで約1,250メートルあります。それを置きかえたら47分、そして教育委員会が言った県からの情報、32分が36分になっていると言っていますけれども、それが47分になります。11分オーバーします。

それでさっき午前中に幼稚園等の一般質問がありました。そこで村長は、保護者がいろいろな面で躊躇している点があるから検討していきたいと。このまさしく躊躇というのが、その辺の件がクリアできていない。健常者がサッサと行けば、階段を1,000メートルで行けます。階段を利用できない障がい者の方々は、移動できたとしても、先ほど教育委員会が前に出した31分が47分になります。そして36分の津波到達予想時間、当初は32分でしたけれども、36分になっています。それを11分オーバーします。それで埋立地は、当初浸水図、県が出したものと修正があって、ゼロから30センチだと。それでこの教育委員会が出したものについては、沈下率が40センチあると。そしてこの津波想定は平均潮時ですから、大潮、満潮時には約1メートルぐらい高くなります。そうしたらこのときにどういう現象が起こるかという、浸水深0.3メートルから1メートル、歩行行動がとれなくなる、動くことができなくなる。浸水深1メートルから2メートル、津波に巻き込まれた場合、ほとんどの人が亡くなるということになっています。そして国道は5メートルぐらい浸水することになります。そういう中で、当然、午前中にあった村長が保護者の中に躊躇しているというふうな話があるわけですから、その辺は大変な問題があると思います。また当初、中学校の予定地のところの護岸が決壊していますけれども、今予定地の護岸のほう、1メートルぐらいの石がごろごろ転がって、そして地盤も下のほうも洗掘されています。いずれ、時間の問題だと思いますけれども、さらに埋立地の中には、塩屋湾からしゅんせつされた砂が大量に入っています。ほかよりは液状化の問題もあるし、幼稚園の問題もあるけれども、中には恐ろしがつてもう転校した人もいます。そういう意味でも村長が言った、説明はせず、訓練だけするというのは甚だ問題があるのではないかと私は思っています。再度、前に出した資料と違うわけだから、毎回やっていて、毎回違うような形をとってきているんですけれども、これを統一した形で、ここで学校を出るか出ないか、そしてそういう選択はもう個人でするしかないわけだから、今、建てた学校をさらに別に移しなさいということも言えないはずだし、その件はやっぱりもう一度、村民に説明するというところでやっていただきたいと思いますが、答弁をお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 今、質問の中で護岸の話とかいろいろ出ていましたけれども、これは別の問題だと思うので、答えないかなと思っていたんですけれども、実は、護岸のほうについては、県のほうが今工事を発注して、3月いっぱいにはテトラポッドを置いている場所ですね、あれが全部海岸のほうに設置されて、この辺の補修もされます。その辺については心配ないと思います。

ただ、この住民に対する説明というのは、こういうふうな、今避難路の設計も完了して、そういう工事発注に向けて準備を進めております。そういう段階に来ていることを、先ほど午前の質疑の中にありました過疎地域問題、跡利用問題のそういう説明会が1月いっぱいでありますので、ぜひそのときに加えて、その件とか、いろいろな面、これまでに各区の要望等を聞いてきました。そのことについても触れながら、ぜひともそういう件についても説明をしながら地域懇談会を進めていきたいと考えております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

○ 教育長（米須邦雄） お答えします。

教育委員会としましては、これまでも住民説明会や地域懇談会等を通じて、PTAを初め、村民に説明しているところではありますが、今の検討部会、8つの専門部会がありますので、その8つの専門部会で協議、調整、検討を重ねております。その結果を2月ごろに総合的な説明会を行いたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 先ほど村長は瑕疵がないという形で話されていたんですけども、これは先ほどのわかる目安みたいなことで説明をされていたんですけども、教育委員会、同じことですが、何回も資料を求めているんですけども、一向に出てきません。ただ県の資料が出てきて、書きかえたものをやるのが当たり前だと思うんですけども、ずっと引きずっておりますけれども、事務局にこの件は聞きたいと思いますが、職員を採用される場合に、自治法第31条に（サービスの宣誓）職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならないと、法律でそういうふうになっています。そして条例では、この条例は、地方公務員法の規定に基づき、職員のサービス宣誓について、必要な事項を定めるものとするということで、そしてお互いの中で、職員を採用された場合、私はここに主権が国民に存することを認める。日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体ずるとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓いますということでやっているわけですから、それでこの誤ったというのか、計算で議会にも出しているわけですから、当然、契約関係に修正あった場合には修正して出しているんじゃないですか、計画も。これに対しても当然、東日本大震災の教訓を生かしてやるというって、この最短の32分に対して30分で間に合いますと。ところが計算したら全然違うじゃないか。これはあくまでも無視して、改ざんしたと私は言いたいぐらいになります。そしておかしいと指摘したら、やっぱり修正して、提示して、説明するのが当たり前じゃないかなと思っています。その辺は、私が何回か当たって、この件についてもマップで出してくれとずっと言っているけれども、出してこない。これを伏せて、やるときはこういうふうに関に合いますということでやっているんです。そして教育長も就任するときに、なぜ学校移設に反対している人が教育長にならないといけないかと。そして論壇でもいろいろ出ています。そしてまた、村長も村長になる前にはやっぱり問題があるということで、PTA会長でそういう話をして、みんなで議論しようという話をしているわけですから、その辺、村長は先ほど別の機会に話をするということを言われておりますので、教育長と教育課長、今までのやり方についてはどういうふうの説明していくか、きちんと具体的に話してください。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 吉濱議員の御質問にお答えしたいと思います。

我々のほうが資料を提出いたしました。そのときにおいての、この820メートル、Bルートの話だと思います。実際に渡したところ、Bルートについてはその時点で校舎の位置もまだ決定しておりませんでした。検討中で、既存の道路を利用しての避難路の説明をしてきました。またBルート以外にもAルート及び最短ルートの2ルートを資料として提出しております。ですから、瑕疵ということは考えておりません。計算式においても、我々も精査してその計算式を出しております。ですから、この時点でAルート、Bルート、さらに我々としては最短ルートの検討がやはり必要だということで、現在の避難路の計画を行っております。

議員御指摘のグーグルマップにおいても、我々も出しております。1センチ単位ではなく10センチに

なります。メーター単位での話で。そのBルートに関しても、グーグルマップで我々も計測しております。計測の数字としては、全く同じ場所ではないんですが、1,191.1、あくまでもこの距離は、その学校の端から、一番最長を捉えて、我々が820メートル地点という、標高20メートルのところ、その時点の距離を出しているところなんです。ですから距離が、計測が間違っているとかそういうことではなく、20メートル地点までは学校敷地の中央部分、大体校門であろうというところからはかると20メートル地点が820メートルになります。その820メートルがありますので、それよりも最も身近な、最短ルートを検討するという御説明したと記憶しております。資料にもそういうふうになっております。

渡された資料の中でAルート、Bルート、さらに残り最短でやった場合に2ルートを、1ルート、2ルートということで資料として渡してあると思いますので、御確認願います。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長兼村史編纂室長。

○ 総務課長兼村史編纂室長（神里富松） 私のほうから少しだけ。

吉濱議員の一般質問の内容に、標高31.8とか、41.8とか36.8とか出てくるわけですが、それに対する村長の答弁も、実際の設計図等をもとに、そちらが要望した障がい者等、要するに障がい者の急いでというふうな、健常者とスピードが違いますので、そちらが要望したものを採用して時間も報告していません。それで、うちとしても資料等がどうのこうのと言われておりますので、実際のところ、議員の皆さんにも後でお配りしたいと思います。図面も引いて、この中に条件を入れて、このルートでは幾らになります。端から端まで、じゃあ避難階段を使ったときの距離、先ほど村長からもありましたので、そのもとななるものも全部図面式でつくってありますので、後でお配りしたいと思います。以上です。

○ 議長（平良嗣男） これで小、中学校建設や埋立地「結の浜」の安全安心の環境づくり等についての質問を終わります。

次に村有地払下げ地の利用について、吉濱 覺議員。

8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 村有地払下げ地の利用について。

私は、本年度3月、6月及び9月定例会で本懸案を問題視し、一般質問をしていますが、いまだに解決するような明確な返答をいただけていません。次のことを伺います。

（1）8・1調査でもって雑種地と認めているが、調査の制度はどうなっているのか。

（2）農地法による農地の定義と、また農地転用の制限や権利移動の制限はどうなっているのか。

（3）沖縄県の農地関係事務処理の手引きでの農地転用許可や、非農地に関する取扱いや処理基準はどうなっているのか。

（4）大宜味村有林野払下げ条例の目的はどうなっているのか。

（5）字白浜洗田442-598と442-760の土地の現況地目が平成25年の8・1調査でもって雑種地と確認しているが、本年度版のグーグルマップの航空写真で地目はどうなっているのか。また、どのような経緯で現在に至っているのか。さらに、今後どのような対応をとるのか。

（6）字大保江洲原326-227及び字大保江洲原326-228はどのような経緯で現在に至っているのか。また、今後、どのような対応をとるのか。

（7）字喜如嘉山3135番12の谷間の客土と土留擁壁や登記記録の所有権移転の定の廃止等のかかわりをどのような経緯で現在に至っているのか。また、今後どのような対応をとるのか答弁をお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 農業委員会会長。

（前田貞夫農業委員会会長 登壇）

○ 農業委員会会長（前田貞夫） 吉濱 覺議員の質問にお答えします。

質問事項が（１）から（７）までありますので、農業委員会としては、（１）（２）（３）（５）についてお答えいたします。

まず（１）の質問につきまして、８・１調査の件ですけれども、農地法第30条の規定に基づく農地利用調査で、現況、作物、耕作者、遊休地か、また遊休地であれば、所有者への今後の利活用の意向調査を行います。そして２番の農地の定義につきましては、耕作の目的に供される土地のことを言います。

次の農地転用の制限についてですが、目的は食糧供給の基盤である有料農地の確保と、農業以外の土地利用と調整を図り、農地転用を農業上の利用に支障がない農地へ誘導するために行います。

権利移動の制限についてです。不耕作目的や登記目的での農地の取得など、望ましくない権利の移動を禁止し、効率的に農地を利用するものが農地の権利を取得するようにします。

それから（３）の質問ですが、転用許可についてです。転用許可には立地基準と、それから一般基準というのがあります。立地基準については５点あります。まず、１点が農用地域内にある農地は、原則許可不可です。許可できません。それから良好な営農条件を備えている農地も許可できません。それから市街化調整区域にある特に良好な営農条件を備えている農地も許可できません。それから４点目に、市街化区域内又は市街化の傾向が著しい傾向にある農地は原則許可します。それから最後に、上記の市街化区域に隣接する他市街化区域が見込まれる区域にある農地及び、前の３点の農地のいずれかの要件にも該当しない用地を許可の対象になります。それからもう１つの条件ですね、一般基準として、農地を利用して申請に係る用途に供することが確実に認められる場合において許可します。転用行為を行うのに必要な資金、それから信用があること。それから権利関係者の同意が必要なこと。遅滞なく転用すること。他の法令の許可認可の見込みがある場合、申請にかかる事業の目的が適正な面積であること。それから次に周辺地に係る営農条件に支障を生じおそれがない場合、周囲の農地を分断しない、日照、通風などに支障を及ぼさないこと。次に一時転用の場合、確実に農地に回復させることを転用の移転の目的とします。

それから（３）の質問、非農地の取り扱いや基準についてです。非農地証明の対象にする範囲は、アとして、農地法が適用された日の前から非農地であった土地。イとして、自然災害による災害などで農地への復旧が著しく困難であると認められた土地。ウで、原則として20年以上、耕作放棄された将来的にも農地として使用することが困難であり、農地行政上も特に支障がないと認められた土地。以上をもって農業委員会は転用について審査します。そして、農業委員会が審査した後に県知事が許可いたします。

（５）の白浜442-598と442-760の土地については、グーグルマップについては確認しておりません。経緯については、本人より、変更希望により、平成25年度総合見直しにおいて白地となっているとともに、平成25年度の８・１調査において現況が雑種地となっているため、手続は必要ないものと判断しております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 払い下げの目的についてお答えします。

大宜味村村有地払下げ第1条において、この条例は、大宜味村有林野を住民に払い下げて農業生産を向上せしめ、農家の経済発展を図ることを目的とするとなっております。

(6) につきましては、地番が山林で、本人より、変更希望、ヤード、市材置き場により、平成25年総合見直しにおいて白地となっているため、特に手続は必要ありません。

(7) の土地については、客土と土留擁壁について、村道饒波石山線の改良工事に伴い、残土処理のため土留擁壁を設置し、客土していきます。所有権移転の定の廃止等について、当契約においては、昭和54年3月29日付、契約に基づく登記簿付記事項で、昭和64年3月28日までに農業生産の用に供しないときは売り払い契約を解除するとあり、期限が過ぎているため、所有者より申請がありましたので許可しました。今後の対応としては特に検討していません。以上です。

○ 議長(平良嗣男) 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番(吉濱 覺) まず(1)の8・1調査、それから(5)、前回雑種地だということによっておりました。平成25年の調査で雑種地だということを確認をとっていると話されていましたが、農地法の第30条(利用状況調査)農業委員会は、農林水産省令で定めるところにより、毎年一回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査を行わなければならない。そして、第32条で(利用意向調査)農業委員会は、第30条の規定による利用状況調査の結果、次の各号のいずれかに該当する農地があるときは、農林水産省令で定めるところにより、その農地の所有者(その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者。以下「所有者等」という。)に対し、その農地の農業上の利用の意向についての調査を行うものとする。これは、意向調査というのは、この8・1調査というのは、先ほど説明したようにどういうふうにご利用されているか。また利用されていなかったら意向調査はどういうふうに、農業をしていくかということを行うものです。前回話した8・1調査で雑種地と確認しておりますと言っておりますが、そしてグーグルマップで確認していないと言っておりますが、これは誰がでも見られます。ことしのその地番のグーグルマップ、耕作されています。片方は伐採されているけれども、地域の人が暮れにミカン木をもらわないかと、またこういうおかしいこと、私も目撃しています。それを平成25年の8・1調査で現況、雑種地ということを行っているんですが、先ほども宣誓の話、こういう地域の人や全国的にネットで見られるものを雑種地として、事務方にその辺を私は聞きたいんですが、さっきの宣誓したものと全く違うようなことをやっているんじゃないですか。見てごらん、ちゃんと耕作していますよ。グーグルマップは毎年更新されていますよ。

それから農地か農地じゃないかという形で、私、事務局に聞きたいと思いますが、要望すれば外すとか、事情によって条件があるわけですから、希望によって、だから虫食い状態になったり、いろいろするんですけども、農地ということでは村有地の払い下げの目的も、農業に供するために払い下げております。それで地目も、もともと登記地目、山林のまま払い下げておりますので、山林という話になっているけれども、農地の定義として、毎回、最近では農業委員会だよりですね、第2条の定義とか、いろいろやっています。それで農地転用する場合は県の許可ですよ。前回も言っているんですけども、その確認、再度事務方に聞きたいと思いますが、農地の確認ですね、変更する場合の農地法の定義、施行令、農林事務官の説明したものを読み上げてやってもらいたい。これを事務局長に聞きたいけれども、この写真がうそですか、平成25年度に農地を雑種地と、ちゃんと耕作されていますよ。その辺も含めて、ちゃんと農地の位置づけの施行令も説明して、この件も説明してください。

○ 議長(平良嗣男) 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会局長（大城 武） 今、グーグルマップという話が出ましたが、グーグルマップというのは公的なものではないために活用はしていません。しかし、平成25年の8・1調査をもって、農業委員の調査に基づいて雑種地ということが確認されていますので、これを採用している状況です。

先ほど農地転用の定義としては、立地条件と、それと一般基準があるということで読み上げたところですが、再度読み上げますか。じゃあですね、農地転用許可に係る立地条件、立地基準として、まず①として、農用地区域内にある農地、農振農用地は原則として不可。②として、良好な営農条件を備えている農地、第1種農地は原則として不可。③市街化調整区域にある特に良好な営農条件を備えている農地、耕種農地は原則不可。④として、市街化区域の区域内又は市街化の傾向が著しい傾向にある農地、第3種農地は原則として許可。⑤として、④の区域に隣接する区域、その他市街化が見込まれる区域にある農地及び、①、②、③、④の農地のいずれかの要件にも該当しない農地、これが第2種農地又は第3種農地に立地困難な場合には許可。一般基準としまして、①農地を転用して申請に係る用途に供することが明確と認める場合、転用行為を行うのに必要な資金、信用があること。次に権利関係者の同意、遅滞なく転用すること。他の法令の許可の見込みがある場合、申請に係る事業の目的が適正な面積であること。②として、周辺地に係る営農条件に支障を生じるおそれがない場合、周囲の農地を分断しない、日照、通風などに支障を及ぼさない。③として、一時転用の場合については、確実に農地に回復されること。以上が農地転用の基準となっています。

（「農地法の通達も」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 覚議員、私語だったら、私語ということでちゃんとやりなさい。

（「農林事務次官通知、農地法の施行について。」と呼ぶ者あり）

○ 産業振興課長兼農業委員会局長（大城 武） 済みません、今この資料は持っていないんですけども。

（「農地法の一緒になって、これ定義のほうに書いてある」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 覚議員、どうするの。あと。

（「もう1回質問ありますよ。農地法の定義はあれまで入っていますよ」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） そういう場合、ちゃんと私語として言いなさい。もう委員会の中でやりとりやっているんじゃないんだよ。

（「はい、私語です」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午後 2時27分）

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時40分）

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覚議員。

○ 8番（吉濱 覚） 今、休憩中に農地の定義、いろいろ話しましたがけれども、ローカルルール、もちろん事情はわかりますけれども、その辺は公平にやるべきだと思っています。そして、この農地転用

の許可は当然県で許可する事例です。登記地目が山林だから農地じゃないというふうな取り扱いとかというのも農地法を無視した形になります。そしてグーグルマップは公共的機関じゃないからと指摘してはいますが、実際、この農家からシークワサーの木をもらわないかと、暮れに話もありました。私も実際、暮れに現場を見ています。耕作されていて、8・1調査でもって雑種地と言っておりますが、この8・1調査は、先ほど農地が使われているか使われていないかと調査したということは、農地ということで調査しているわけです。だから8・1調査の、どういうふうに誘導するか。農業委員会は農地を固定資産税の額で使わそうということでやって、だから平成25年の写真にもある。平成25年で農地調査確認してやったと。これは意向調査、雑種地云々の話ではないです。先ほど宣誓の話も言ったんですけども、これほど議会や村民をばかにした行為はないと思っています。多角的に、全国で通用しているのは、公的書類じゃないからということで、これを否定して、8・1調査は利用状況の話をするんであって、雑種地だと、こんな恣意的な判断でやっていては問題が起こるのは当たり前です。この件について、かなりの件数、1、2、3、4ということでやっているんですけども、今の件を本当に県と調整して、県も聞いてもうびっくりしていますよ。何で自分たちの権限を大宜味村が、村で権限があるがごとし処理していることについて、本当に農地法や農振法に照らし合わせて、村民に答えられるようにやってもらいたい。そしてそれは恣意的に運用しているということで、このリザーブも、また個人的にはこうなっていく。これで個人が要望をすれば、みんなことごとく要望に応じてやっていたら、農地法や土地利用計画というのは意味なきないんじゃないかなと思っています。この辺は、やっぱりきちんと村民に理解が得られるようやってもらいたいと思います。最後に一言ずつ答弁をお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 農業委員会会長。

○ 農業委員会会長（前田貞夫） 私たちは決して恣意的にそういう仕事をしていると思いませんけれども、これからもきちんと法にのっとった仕事をやっていくように、していきます。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会局長（大城 武） 先ほどグーグルマップが公的資料とか、公のもので認められるということを言っていましたが、農業委員会事務局としては、農業委員が調査してきたものを採用するような形でやっていきたいと思います。以上です。

○ 議長（平良嗣男） これで村有地払下げ地の利用についての質問を終わります。

次にシークワサーの振興について、吉濱 覺議員。

8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） シークワサーの振興について。

私は、これまで定例会で本懸案を問題視し、一般質問していますが、いまだに解決するような明確な返答をいただけていません。次のことを伺います。

（1）村長は、選挙公約で『村内のシークワサー生産量は潜在的に3,000～4,000トンの生産が可能なおことから次のような施策を推進する。①村内の全量加工できるように現在の加工施設の増設や新たな加工施設の設置を図る。②生産、流通、加工等にかかわる人材の育成を図る。③生産、流通、加工業者、行政間の信頼関係を構築し、集荷の一元化、価格の安定化を図る。』と、行動する村政！シークワサー安定生産等の支援等を掲げて、村民の大きな期待を寄せて就任している。

また、6月22日に産業振興課及びシークワサー産地協議会運営委員会により、平成23年に示した戦略を見直しているとしているが、いまだに行きどころのないシークワサーがあるが、なぜなのか。ま

た、戦略を見直しの周知をどのようにしたのか、するのか。

(2) 平成26年度の村内におけるシークワサーの①生産量、②出荷量、③出荷残量の実績と、平成27年度の村内におけるシークワサーの①生産量、②出荷量、③出荷残量の予想はどうなっているのか。また、シークワサー産業に対する将来予想の数値目標はどうなっているのか。具体的な資料を提供してほしい。

(3) 平成24、25年度に作成した柑橘現況調査をどのように活用しているのか答弁をお願いします。

○ 議長(平良嗣男) 村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 6月に振興戦略を見直しましたが、いまだに行き場のないシークワサーがあるとのことですが、取り扱う加工業者等においては、農家との契約に基づき出荷しているため、すぐには解決することができない。徐々に進めていきたいと思います。数値につきましては、大宜味村のホームページで周知をしています。

(2)に、平成26年度生産量については正確な量が把握できていません。出荷量については1,980トンとなっています。出荷残量については生産量同様、正確な量が把握できていません。平成27年度出荷取扱量につきましては2,000トンほどを見込んでいます。生産量については正確な数字が把握できません。11月末現在の出荷量につきましては、聞き取り調査よりおおよそ1,400トンとなっており、出荷残量については正確な数量が把握できません。また、平成29年度におきましては、生産量2,500トン栽培農家が450トンを見込んでいます。

(3)のシークワサー振興戦略等の基礎資料及び農家数の把握、作付面積の把握、生産量の把握に活用をしているところであります。

○ 議長(平良嗣男) 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番(吉濱 覺) すぐには全出荷量解決できないという話がありましたけれども、12月1日の区長の視察で、村内何カ所か行かれたそうです。その中で、今、平南に建築中の夢感動の工場を視察したそうです。そうしたら、相手方は社長を初め、5名の関係者が迎え入れて対応したということ聞いています。その中で一番注目されるのが、村内のシークワサーを利用していきたいと。それからまた、村内の雇用をしていきたいということで、非常に区長方々に評判がよかったそうです。その意味でも、前回の沖縄県健康産業協議会の冷蔵庫の話とか、地域経済循環創生事業交付金などの話もしました。そして、去る日曜日の新報にある記事なんですけれども、シークワサー、本部に研究還元ということで、もちろん大宜味でもシンポジウムなど、ノビレチンが非常にいいということで、シークワサーブームに火をつけたようなところもあります。そしてこの記事では、健康機能性の表示食品の認定を目指すことと、それから化粧品の製品も開発していきたいというふうなものが載っています。そして最後に、町内には500点の生産創生が整ったということで、それを全部商品というか、取り扱いたいというふうに、取り扱って活性化していきたいということを言っております。特に本部は、生産量全量を取り扱うということを目指しているそうです。また工場を訪問したときには、最近できた工場については、社長が農家のことを考えると150円で買わないとなり立っていかんだろうという声も聞いております。その意味でも、やっぱり振興計画策定したというのであれば、なぜ公表しないか。それとまた、ハラルの地域指定の件も話がありました。その辺は、やっぱり戦略の見直しに入っているのか。またいつ公表して、みんなにできるようにやっていくのか。答弁をお願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） シークワサー振興については、当然、我々大宜味村の特産品として振興を図っていかねばなりませんけれども、実際、私が政治公約として、シークワサー振興を図っていきますということを申し上げてきたわけでありましてけれども、就任後から東京都出張へ行ったときには、できるだけ大宜味のシークワサーをアピールしながら、これまでいろいろと出先に行ったときにはシークワサーのアピールをしまいいりました。そのおかげで、今東京のほうでは大宜味シークワサーとしての販売も相当広がってきております。先週あたりから、青果のほうも農家から直接販売するようになっております。それから米国においても、ぜひ大宜味産のシークワサーとして商標登録をして、米国でも消費したいという話がありまして、これを持ち帰ってやるということでありましたので、これも大いに期待できるのではないかと考えております。

それから来年の1月から4月にかけて、大宜味村で新たなシークワサーを取り扱う会社を設立したいと、東京のほうでせんだって、この社長とお会いしまして、大宜味でぜひしたいという話がありましたので、その辺も1つのシークワサー振興に大きく寄与できるんじゃないかなと考えております。

先ほど、いみじくも平南の工場の件を話しましたが、この件については、当然議員の皆さんだったら御理解いただけると思うんですけども、当時のシークワサー加工施設の最初の管理をお願いした企業との関係がありますので、行政としてはなかなか、はい、そうですということをお願いしてできるわけではありません。

そして前回の議会のときに、議員が話しされていまして冷凍庫の設置についても、この議会が終わった後に私のほうに公営民営化でやりたいんだけど、お願いできませんかということで、その後、要請が私のところにあったわけです。そのことについてですね、私はちょっと憤慨しましたけれども、これは北部振興策で運天港のほうにも設置する計画をされているので、是非その辺との検討もしながら、県とも調整して、ぜひその辺ができるのであれば話に乗れるかもしれないよということで答弁しましたけれども、そういう意味も含めて、これから私は徐々にそういう青果の販売とか、いろんな面でシークワサーの販売が拡大していくというふうに自分では確信しているところであります。これからもしっかりと村のシークワサーをアピールしながらやっていきたい。

J Aも、特に大宜味産としてのシークワサーだけを搾って、ジュースにして販売していきたいと一部ありますので、その辺も期待しながら、シークワサー振興を進めていきたいと考えております。以上です。

（「私語です。戦略の説明会等」と呼ぶ者あり）

○ 村長（宮城功光） 今、戦略の説明会ということでありましたけれども、さっき聞いていなかったかなと思うんですけども、ホームページにおいて通知していきます。

それとあと、先ほどもほかの件で話しましたが、やはり地域懇談会の中でもしっかりと村民に対しては、その辺の、何といいましょうか、そういう村としてはこういう形で進んでいきますよ。アピールもどんどんやっていますよということを、やっぱり村民には伝えていきたいと考えております。

それからハラールの件については、今、東京サイドの企業が、今イスラムのほうとの、そういう準備を進めているんですけども、なかなかその段取りが前に進まないような状況であって、向こうが、イスラムのほうやはりちゃんと情勢がしっかりしないとなかなか難しいのかなということで、今、東京サイドのほうからの連絡は入っておりません。今のところハラールの件についてはとまっているような

状況であります。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 村長、片や、今、平南につくっている工場については、行政上問題があるというふうな前置きをされておりましたけれども、ほかではシークワサーを売り込むことであっちこっち頑張っている面については評価しております。

ところが戦略については、先ほどハラールの問題も村で一応は説明会などをして、村民、不安に思っておりますので、その件、またハラールの業界にかな、販路を広げることができたらとてもいいことでもあります。実際、農家が抱えている問題も非常にたくさんあります。そういう意味でも戦略の見直しは、また議員もチェック機能を果たしながらこういうふうに行けるんじゃないかとか、いろいろ提言できるわけですから、6月に見直しをやっているんだったらやっぱり公表して、議会も一緒になって展開できたらいいなと思っております。そういう意味でも、やっぱり一日も早く出していただきたいと。

それから冷蔵庫の件も、新聞に、一応北部振興策で出ております。ところが、その中でも、先ほど要請書があった件については、通常の3分の1を軽減するという形でやっていくわけですから、そういう面でも経営がランニングコストが低くなるように、行政も協力できるものは協力していくと。そういうことがつくれば、農家にも買い取り価格も反映していくんじゃないかなと考えられます。そういうことも踏まえて、再度また夢感動さんが大宜味からほとんどとるようになると、全量売れ残すこともないだろうと農家の人たちも期待しておりますので、ぜひこの辺、一日も早く、どの時期にか、一応表明していただきたいと思っております。最後になりますけれども、答弁をお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） ハラールの件については、先ほども申し上げましたように、東京サイドの会社のほうが、やっぱり方針といいましょうか、どういうふうな形の製品を送り出していくというふうなことを提示してこなければ、なかなかこちらの受け入れ態勢が整わないものですから、向こうから提示された状況をしっかりと精査しながら、この件については住民にも説明をしっかりとやっていきたいなと思っております。

それから冷凍庫については、3分の1の保管料になるような方法という話がありました。この件についても、私も説明を受けました。これは私どもは、やはり大宜味村のシークワサー、大宜味特産として大宜味ブランドをしっかりと構築していきたいという思いもあって、これはちょっと何といいましょうか、今おっしゃる会社がするというのは、やはり沖縄県の加工業者が何社かが一緒になって、そういう要請をしてきておりますから、そういう皆さんのものを大宜味村が高率で受けて、民営化ということで、委託するというふうな手法のようでもありますので、その辺については、村の財政もいろいろあると思うので、その辺は十分検討しながら進めていけたらと思いますけれども、今後ちょっと検討課題としてやっていきたいと思っております。以上です。

◎散会の宣告

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変長い間、御苦勞さんでした。

（午後 3時03分）

平成27年第8回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 平成27年12月16日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成27年12月16日 午前10時00分)

散 会 (平成27年12月16日 午前10時30分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 新 城 一 智

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 金 城 勇

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 吉 濱 覺

9 番議員 東 武 久

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	宮 城 功 光	産業振興課長兼 農業委員会局長	大 城 武
副 村 長	島 袋 幸 俊	会 計 課 長	島 袋 経 子
総務課長兼 村史編纂室長	神 里 富 松	教 育 長	米 須 邦 雄
財 務 課 長	知 念 和 史	教 育 課 長	新 城 寛
住民福祉課長	宮 平 和 美	選 挙 管 理 委員会書記長	神 里 富 松
企画観光課長	山 城 均	監 査 事 務 局 長	宮 城 豊

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第3号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	諮 第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	質 疑 付 託 省 略
2	承 第 5 号	大宜味村固定資産評価審査委員会委員の選任について	質 疑 付 託 省 略
3	議 第 5 7 号	大保橋橋梁架替工事の請負契約について	質 疑 委 員 会 付 託
4	議 第 5 8 号	大宜味村税条例等の一部を改正する条例	質 疑 委 員 会 付 託
5	議 第 5 9 号	大宜味村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例	質 疑 委 員 会 付 託
6	議 第 6 0 号	平成27年度大宜味村一般会計補正予算	質 疑 委 員 会 付 託
7	議 第 6 1 号	平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	質 疑 委 員 会 付 託
8	議 第 6 2 号	平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	質 疑 委 員 会 付 託
9	議 第 6 3 号	平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	質 疑 委 員 会 付 託
10	議 第 6 4 号	平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算	質 疑 委 員 会 付 託

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諮問第2号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第1 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

- 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを採決します。

本件は、適任と認めると答申することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

- 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦については、適任と認めると答申することに決定しました。

◎承認第5号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第2 承認第5号 大宜味村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

- 6番（前田 孝） 確認のためにお伺いしておきたいと思います。

この選任については、地方税法第423条第4項の規定によって選任したのだということなんですが、発令はいつなのか。

そして1つ、皆さんに提言しておきたいんです。この履歴書が差しかえされているわけなんですが、これは議会運営委員会で私、指摘したんですけれども、やっぱり今後、人事案件関係とかになった場合

には、やっぱり履歴書というものに皆さん目を通していただいて、ある程度、中身書いていただかないと。この方は、元役場職員だから知ってはいるんですが、そうでないと、審議するに当たって履歴書をきちんとやらないと、ただこの学校を卒業して、役場入って、役場退職しただけの履歴書であったわけです。今後、全ての人事案件ですよ、やっぱり履歴書関係については十分整えてから提出するようにお願いしたいんですが、この2点についてどうお考えですか、お伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

○ 財務課長（知念和史） まず最初に、履歴書の件、大変申しわけございませんでした。今後、履歴書についても精査して審議していくということで直していきたいと思います。

従来であれば、地方税法第423条第1項にて選任しておりますが、今回につきましては、委員でありました米須邦雄氏の、教育長の任命に伴いまして補欠での選任ということになっておりますけれども、第4項で補欠で選任して、その直近の議会で承認を得ることになっておりますので、本議会に提出しております。

委員の選任につきましては、地方公共団体における固定資産税の実務経験者などで固定資産税評価について専門的な知識や経験を有する方をお願いして選任するようにしておりますので、選任方法についてはそのようにして行っております。よろしくお願いたします。

選任月日につきましては、教育長就任であります11月10日になっております。よろしくお願いたします。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長兼村史編纂室長。

○ 総務課長兼村史編纂室長（神里富松） 先ほどの履歴書の件なんですが、実際のところ、議案は総務課を通して議会に提出されます。総務課のほうでも今後、十分チェックした上で提出していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

承認第5号 大宜味村固定資産評価審査委員会委員の選任については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって承認第5号 大宜味村固定資産評価審査委員会委員の選任については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第5号 大宜味村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○ 議長（平良嗣男） 起立多数です。

したがって承認第5号 大宜味村固定資産評価審査委員会委員の選任については、承認することに決定しました。

◎議案第57号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第3 議案第57号 大保橋橋梁架替工事の請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第57号 大保橋橋梁架替工事の請負契約については、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第58号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第4 議案第58号 大宜味村税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第58号 大宜味村税条例等の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第59号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 議案第59号 大宜味村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第59号 大宜味村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第60号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第6 議案第60号 平成27年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） それでは、歳入9ページ、12款1項5目商工使用料についてお伺いいたします。これは企業支援施設使用料滞納分が16万8,800円の4カ月分ということでの過年度滞納分であるわけ

なんですが、これは何年度分なのか。それでまだ滞納分があるのかどうか。その2点だけ伺いたします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） 御質疑にお答えしたいと思います。

この滞納繰り越し分につきましては、平成26年度の8月、9月、10月、11月の4カ月分となっております。現在におきましては、全て納められておりまして、今年度も全額納付されております。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では、教育委員会お願いします。

23ページ、10款1項2目13節の大宜味村立小学校及び中学校の石碑設置委託料というものが75万円出ていますが、この設置について、どのような経緯で設置することになったのか。

今、その石碑というか、各4小学校100周年終わって、校歌碑とか、塩屋小学校については石碑に沿革もあって、そこに告示すればいいんじゃないかという議論もあるんですが、中学校についてはもちろん取り壊すので、設置は必要だと思うんですけども、その辺の経緯についてちょっと伺いたしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） まず、この跡地、石碑の話は以前から我々教育委員会のほうも、ほかの学校、廃校になった学校の跡地を確認してきて、その中でも学校跡地の石碑がほとんどの学校で見られたと。そんな話の中、5校の校長会の中でも跡地の石碑について、やはり置きたいという話があり、今回、当初予算のほうにも上げておりましたけれども、その中で検討を重ねてきて、やはりあったほうがいいのかということで今回予算に上げております。

○ 議長（平良嗣男） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 湧川も行ったことがあるんですけども、そこもありました。というのは、やっぱり石碑というか、学校の跡地利用をこれから行う上で、石碑、置く場所というか、位置も検討しないといけないでしょうし、せっかくこれまで校歌碑など、各小学校個別にあると思うんですけども、そういう中で刻字をして、閉校の記念ということで刻字するのも、それは予算使わないでもできるんじゃないかということが議論として上がっていますので、今後もし、校長会あたりでまた再考できるんだったら再考していただきたいというふうに考えますが、これはもう決定して、見積もりもとってやっている段階になっているんでしょうか。その辺を伺って終わります。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 予算に上げるわけですから、見積もりのほうはとっております。3者見積もりですね。その中で予算に計上しておりますが、我々教育委員会として、やはり学校跡地ということを確認しておきたいと。置く場所とかそういうところについても検討を重ねてきております。校歌碑があるところに置いたほうがいいのかという部分と、閉校式典、そのときに子供たちでもって序幕というか、そういうことも考えているということで、再考については話し合いを持ってもいいかと思っておりますが、今のところやっつけようということで決定しております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

8番 吉濱 覺議員。

○ 8番(吉濱 覺) 18ページの4款1項1目、1報酬です。報酬が66万円の減になっております。それをお聞きしたいと思います。大宜味村第4次構想計画の中で保健医療の充実、これは名護市内に立地する病院バスが村内を巡回し、高齢者の送迎を行っており、実際に利用している人は必ずしも多いとは言えなく、診療所経営は厳しい状況にある。そして地域医療を支える村立診療所については、村民が安心できる診療治療を充実する。また村民の健康維持と、適切な医療の確保を図るため、今後とも住民健診を実施し、疾病の早期発見、早期治療に努める。村民の疾病予防対策として、各種健康検査を初め、健康相談、知能訓練、訪問指導を実施しているが、年々受診者が減少にあることから、その対策を講じる必要がある。このような保健事業全般については、母子健康推進員を初め、食生活推進員を配置した活動を展開しているが、近年急増している生活習慣病の予防や介護予防の充実のため、職員の増員等について何らかの対策が必要になっているということで、基本計画ではうたわれているんですけども、この時期に66万円、嘱託職員が減となっているのはいかがなものでしょうか。説明を求めます。

○ 議長(平良嗣男) 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長(宮平和美) 今、嘱託員の報酬の件で質疑をいただきましたが、嘱託の職員が産休になったためです。それで1月から3月までの期間、保健師の確保というのが難しく、後々の事業に対してもそれほど重要なものがないということで、今いる職員でカバーをして、新年度に向けての介護保険の総合事業に今部落回りをして、村民の意見もいろいろ聞きながら新年度に向けて保健衛生を含めた事業の検討をしているところであります。特殊な、専門の仕事ですので、募集をかけてもなかなかいないということで、3カ月の空白ということを考えております。以上です。

○ 議長(平良嗣男) 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番(吉濱 覺) 今の説明だと、産休で探すのが厳しいと。同じく、私基本構想の件を話しましたけれども、村長が江洲にクリニックの計画があると、そしてまた村立診療所に医師住宅に住んで、医療を任せられる人を探しているんだということで、それぞれ厳しい中、一所懸命努力されている最中、やっぱり3カ月だから探せないんじゃないかということで予算減にするのは軽率じゃないかなと思っております。一応、3カ月でも頑張ってお医者さんも、そしてまた経営の問題もあるので、江洲のクリニックという部分とも連携とって、どういうふうにやっていくか、残された時間で一所懸命頑張りたいと思います。

○ 議長(平良嗣男) ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第60号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第61号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第7 議案第61号 平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第61号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第62号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第8 議案第62号 平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第62号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第63号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第9 議案第63号 平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第63号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第64号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第10 議案第64号 平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第64号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午前10時25分）

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時29分）

◎諸般の報告

○ 議長（平良嗣男） これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に吉濱 覺議員、副委員長に東 武久議員、以上のとおり互選された旨の

報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変御苦労さまでした。

(午前10時30分)

平成27年第8回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 平成27年12月17日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (平成27年12月17日 午前11時46分)

閉 会 (平成27年12月17日 午後12時14分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 新 城 一 智

7 番議員 安 里 重 和

3 番議員 仲井間 宗 利

8 番議員 吉 濱 覺

4 番議員 金 城 勇

9 番議員 東 武 久

5 番議員 宮 城 辰 徳

10番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第4号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議案 第57号	大保橋橋梁架替工事の請負契約について	委員長報告 質疑～表決
2	議案 第58号	大宜味村税条例等の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
3	議案 第59号	大宜味村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例	委員長報告 質疑～表決
4	議案 第60号	平成27年度大宜味村一般会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
5	議案 第61号	平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
6	議案 第62号	平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
7	議案 第63号	平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
8	議案 第64号	平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
9	議案 第65号	大宜味村議会会議規則の一部を改正する規則	提案説明 付託省略

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） これから本日の会議を開きます。

（午前11時46分）

◎議案第57号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第1 議案第57号 大保橋橋梁架替工事の請負契約についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

大議第196号

平成27年12月16日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

経済建設常任委員会

委員長 大城佐一

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第57号	大保橋橋梁架替工事の請負契約について	可決 全会一致

（大城佐一経済建設常任委員会委員長 登壇）

- 経済建設常任委員会委員長（大城佐一） ただいま議題となりました議案第57号 大保橋橋梁架替工事の請負契約について、経済建設常任委員会における審査の経過、及び結果について報告します。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長兼村史編纂室長、建設係長の出席を求め、12月16日午前11時からの審査予定を25分繰り上げて午前10時35分から審査を行いました。

本件は、平成27年7月27日に締結した案件で、当初契約時は議会の議決を要する金額ではなかったが、変更後、大宜味村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条で規定する予定価格5,000万円以上の工事で、主な増額要素は4点あり、1. 基礎杭延長確認のためのチェックボーリング試験の追加、2. 土工の橋台背面埋戻し材の変更、3. 法面工、踏掛版工、復旧工の追加変更、4. ポンプを設置し水処理対策としての水替え工追加変更で、合計変更契約金額は5千460万4千800円となっており、契約の相手は有限会社 大喜建設、工期の期限は平成28年2月29日となっております。

なお、本件に対する質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第57号 大保橋橋梁架替工事の請負契約についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第57号 大保橋橋梁架替工事の請負契約についての討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号 大保橋橋梁架替工事の請負契約についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第57号 大保橋橋梁架替工事の請負契約については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第58号及び議案第59号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第2 議案第58号 大宜味村税条例等の一部を改正する条例及び日程第3 議案第59号 大宜味村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 197号

平成27年12月16日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

総務常任委員会

委員長 吉 濱 覺

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第58号	大宜味村税条例等の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第59号	大宜味村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	原案可決 全会一致

(吉濱 覺総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長（吉濱 覺） ただいま議題となりました議案第58号及び議案第59号の2件について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長兼村史編纂室長、財務課長の出席を求め、12月16日午後1時30分から審査いたしました。

まず、議案第58号 大宜味村税条例等の一部を改正する条例について、を報告いたします。

本案は、地方税法の一部を改正する法律等が平成27年3月31日に公布されたことに伴って、大宜味村税条例等の一部を改正するものであります。

改正内容は、第1条に大宜味村税条例の一部を改正する条例と、平成27年条例21号にて改正した未施行の部分の一部改正を2条で改正しています。

第1条の改正では納税者の負担軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、分割納付の方法や申請手続等を定めるものの改正を8条から13条に追加されております。施行期日は、平成28年4月1日からとなっております。

第2条の改正では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、の改正に伴う所要の措置に伴う改正が主なものであります。施行期日は、公布の日からとなっております。

次に議案第59号 大宜味村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について報告いたします。

本案は、平成25年5月31日に「行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆる「番号法」が公布され、平成28年1月1日から個人番号の利用に関する規定が施行されることになっております。番号法第9条第2項及び第19条第9項の規定に基づき個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供について条例を制定する必要がありこの条例が提案されております。

この条例の主なものは、第3条に村の責務、番号法第9条第2項により第4条の個人番号の利用範囲、番号法第19条第9項により第5条の特定個人情報の提供を規定しております。施行期日は、平成28年1月1日となっております。

議案第58号及び議案第59号の2件についていずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第58号 大宜味村税条例等の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。

す。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第58号 大宜味村税条例等の一部を改正する条例の討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号 大宜味村税条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第58号 大宜味村税条例等の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第59号 大宜味村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第59号について討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号 大宜味村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第59号 大宜味村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第60号～議案第64号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第4 議案第60号 平成27年度大宜味村一般会計補正予算、日程第5 議案第61号 平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算、日程第6 議案第62号 平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算、日程第7 議案第63号 平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算及び日程第8 議案第64号 平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の5件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大議第199号

平成27年12月17日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

予算審査特別委員会

委員長 吉 濱 覺

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第60号	平成27年度大宜味村一般会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第61号	平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第62号	平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第63号	平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第64号	平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算	原案可決 全会一致

(吉濱 覺 予算審査特別委員会委員長 登壇)

○ 予算審査特別委員会委員長(吉濱 覺) ただいま議題となりました議案第60号から議案第64号までの5件について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長及び関係課長の出席を求め、12月17日午前10時から審査を行いました。

議案第60号 平成27年度大宜味村一般会計補正予算

議案第61号 平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算

議案第62号 平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算

議案第63号 平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算

及び、

議案第64号 平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の5件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

- 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。
これから議案第60号 平成27年度大宜味村一般会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。
質疑ありませんか。
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第60号 平成27年度大宜味村一般会計補正予算の討論を行います。討論はありませんか。
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第60号 平成27年度大宜味村一般会計補正予算を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。
(起立多数)
- 議長（平良嗣男） 起立多数です。
したがって議案第60号 平成27年度大宜味村一般会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。
これから議案第61号 平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第61号 平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算の討論を行います。討論はありませんか。
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第61号 平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。
(起立全員)
- 議長（平良嗣男） 起立全員です。
したがって議案第61号 平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。
これから議案第62号 平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第62号 平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の討論を行います。討論はありませんか。
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号 平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第62号 平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第63号 平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第63号 平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算の討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号 平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第63号 平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第64号 平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第64号 平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第64号 平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第64号 平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第65号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第9 議員提出議案第65号 大宜味村議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

提案者からの提案理由の説明を求めます。6番 前田 孝議員。

（6番 前田 孝議員 登壇）

○ 6番（前田 孝） それでは議案第65号 大宜味村議会会議規則の一部を改正する規則について提案いたします。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

平成27年12月17日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 前田 孝 大城佐一 新城一智 仲井間宗利 金城 勇 宮城辰徳 吉濱 覺 安里重和

賛成者 東 武久

以上で全員発議となっております。

提案理由 議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し出産の場合の欠席の届け出について新たに規定する必要があるため、この案を提出する。

それでは大宜味村議会会議規則の一部を改正する規則について説明いたします。

大宜味村議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）の一部を次のとおり改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。この2項の追加でございます。

附則といたしまして、この規則は、公布の日から施行するというところでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第65号については、会議規則第59条第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第65号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから議案第65号について討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号 大宜味村議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第65号 大宜味村議会会議規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決されました。

- 議長(平良嗣男) お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

- 議長(平良嗣男) これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第8回大宜味村議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

(午後12時14分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員